

第2期

いのちを支える標茶町自殺対策計画

誰も自殺に追い込まれることのないまちづくり

計画期間：2025年度～2029年度



SHIBECHA

2026年3月

標茶町

目次

第1章 計画策定の趣旨等	
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. SDGsの視点を踏まえた計画の推進	2
第2章 標茶町の自殺の特徴	
1. 自殺者の推移	3
2. 男女別・年齢別・職の有無別の自殺死亡率	5
3. 自殺の原因（危機経路）	6
第3章 これまでの取り組みと評価	7
第4章 いのちを支える自殺対策への取り組み	
自殺対策の基本的な考え方	9
基本施策	
1. 地域におけるネットワークの強化	13
2. 自殺対策を支える人材の育成	15
3. 住民への啓発と周知	16
4. 自殺未遂者等への支援の充実	18
5. 自死遺族等への支援の充実	19
6. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	20
重点施策	
1. 高齢者	21
2. 生活困窮者	23
3. こども・若者	26
評価指標	28
第5章 自殺対策の推進体制	30
第6章 標茶町生きる支援事業一覧	31
参考資料	
1. 改正自殺対策基本法	40
2. 自殺総合対策大綱	44
3. いのちを支える標茶町自殺対策連携会議設置要綱	46

第1章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の趣旨

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。

我が国の自殺対策は、2006年（平成18年）に自殺対策基本法（平成18年法律第85号）が制定されて以降、大きく前進しました。それまで「個人の問題」と言われてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数は3万人台から2万人台に減少するなど、着実に効果をあげています。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で状況に変化が生じています。中高年男性が自殺者数の大きな割合を占める状況は変わりませんが、ここ数年は特に女性や小中高生の自殺者数が著しく増加し、総数においては2020年（令和2年）には11年ぶりに前年を上回りました。また、2022年（令和4年）には男性の自殺者数も13年ぶりに増加し、小中高生の自殺者数は過去最多で高止まりしている状況です。我が国の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡率）も依然として主要先進7か国の中で最も高く、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

この間、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進するため、施行から10年の節目に当たる2016年（平成28年）、自殺対策基本法が改正されました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきことなどを基本理念に明記するとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが等しく必要な支援を受けられるよう、すべての都道府県及び市町村が「地域自殺対策計画」を策定することとされており、標茶町では2019年（平成31年）3月に「いのちを支える標茶町自殺対策計画」を策定しました。本計画は引き続き計画の趣旨を踏まえ、標茶町が行う「生きる支援」に関連する事業を総動員して、全面的な取り組みとして自殺対策を推進するために第2期計画を策定し、「誰も自殺に追い込まれることのないまちづくり」を目指してまいります。

2. 計画の位置づけ

本計画は、平成28年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

また、中長期的な視点を持って継続的に自殺対策を推進していくため、本計画を「標茶町第5期総合計画」の基本構想、第3章施策の大綱、第2章「みんなで支えあう健やかなまち」の方針に位置づけます。

さらに、国や道の関連する計画や、「標茶町健康増進計画 健康しべちゃ21（第3次）」および「標茶町第1期地域福祉計画」等の各種計画とも整合性を図る内容とします。

3. 計画の期間

本計画の推進期間は、2025年度（令和7年度）から2030年度（令和11年度）の5年間とします。この計画の推進にあたっては、常に社会情勢の変化や環境の変化に、柔軟に対応していくものとします。

4. SDGsの視点を踏まえた計画の推進

SDGs（持続可能な開発目標）は、2015年（平成27年）に150を超える国や地域の首脳が参加して開催された「国連持続可能な開発サミット」で採択された、すべての人々にとってよりよい、より持続可能な未来を築くための世界共通の目標です。

国が2022年（令和4年）10月に閣議決定した自殺総合対策大綱において、自殺総合対策の基本方針はSDGsの理念と合致するものであることが謳われており、本計画における施策の推進が、当該目標の達成に資するものとして位置づけます。

《 計画に関連するSDGsの目標 》

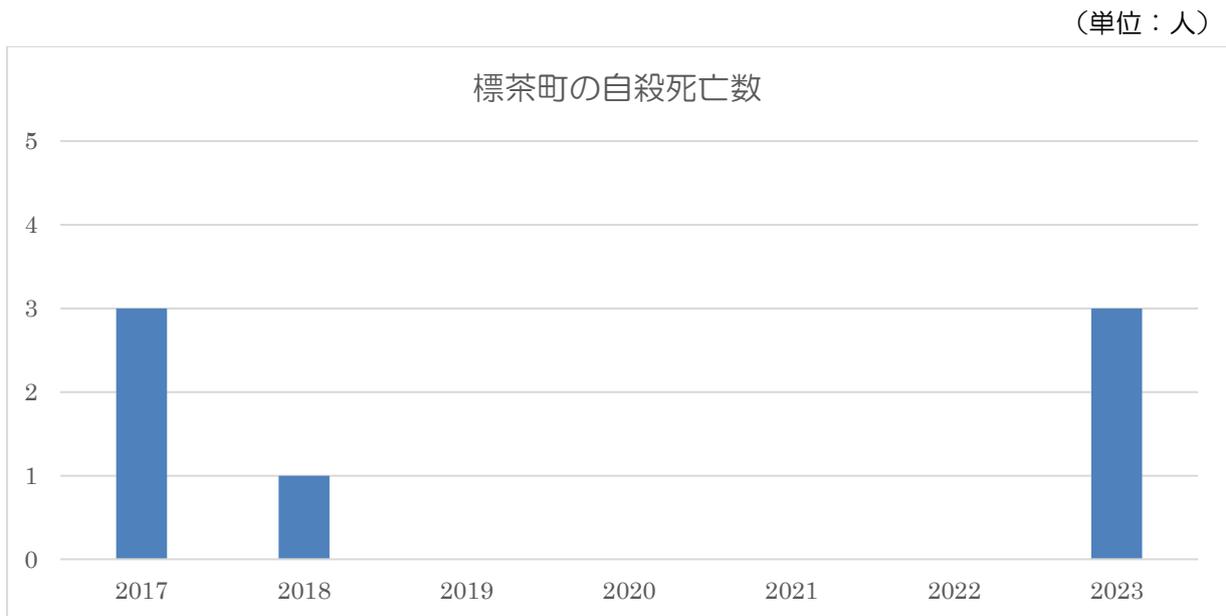


第2章 標茶町の自殺の特徴

1. 自殺者の推移

(1) 自殺者数の推移

本町の年間自殺者数は、2017年から2023年の7年間の平均は1.0人で、その年による増減はありますが、おおむね横ばいの状況となっています。



出典：地域自殺実態プロファイル【2018～2024】

自殺統計による数値

自殺死亡数の推移

(単位：人)

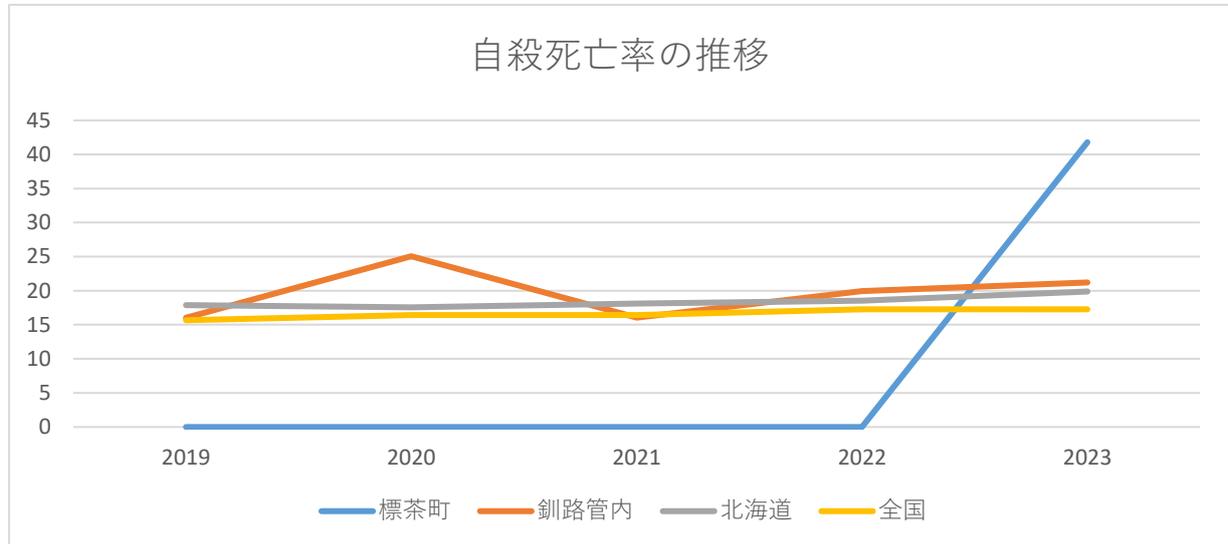
	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
標茶町	3	1	0	0	0	0	3
釧路管内	41	47	37	57	36	44	46
北海道	970	965	949	925	948	962	1,022

出典：地域自殺実態プロファイル【2018～2024】

(2) 自殺死亡率の推移

人口 10 万人当たりの自殺死亡者数を表す自殺死亡率（以下「自殺率」という）は、5年平均と比較すると、北海道、釧路管内と比べて高い状況にはありません。

(単位：自殺率（人口 10 万対）%)



出典：地域自殺実態プロファイル【2024】
自殺統計による数値

自殺死亡率の推移

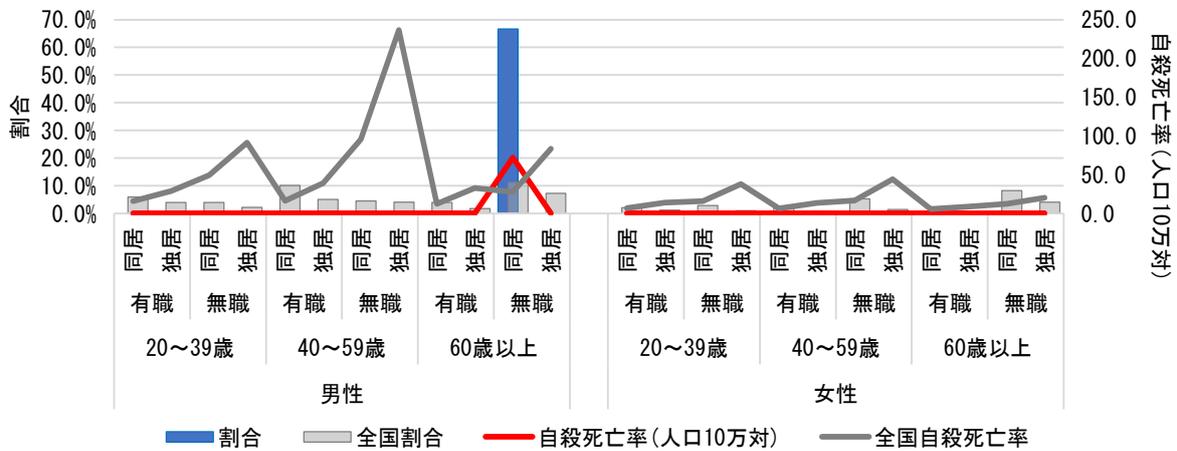
単位 自殺率（人口 10 万対）

	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2019~2023年平均
標茶町	0.0	0.0	0.0	0.0	41.79	8.10
釧路管内	16.03	25.06	16.06	19.95	21.20	19.64
北海道	17.89	17.56	18.13	18.56	19.88	18.40
全国	15.67	16.44	16.44	17.25	17.27	16.61

出典：地域自殺実態プロファイル【2024】

2. 男女別・年齢別・職の有無別の自殺死亡率

2019年から2023年の5年間の合計値から出されている割合です。全国の割合に比べると、60歳以上の男性、無職、同居人がいる状況の割合が高くなっています。



出典：地域自殺実態プロフィール【2024】

3. 地域自殺実態プロフィールから推奨される重点パッケージの推移

厚生労働大臣指定法人・一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）から、各地域における自殺の実態を分析しその結果をとりまとめた「地域自殺実態プロフィール」が、毎年、町へ提供されています。そのプロフィールの冒頭には、地域の自殺実態等に係る分析に基づき、各地方公共団体において推奨される重点施策の柱が示されています。

推奨される重点パッケージは、地域の自殺の特徴の上位3区分の自殺者の特性と背景にある主な自殺の危機経路を参考に、「子ども・若者」、「勤務・経営」、「生活困窮者」、「無職者・失業者」、「高齢者」の中から選定されています。2018年から毎年出されている推奨される重点パッケージはつぎの表のとおりで、「高齢者」が一番にあげられることが多い傾向ですが、「生活困窮者」は毎年重点パッケージにあげられており、「子ども・若者」が取り上げられていた期間もありました。

	①	②	③	④	⑤
2018	高齢者	勤務・経営	生活困窮者	—	—
2019	高齢者	勤務・経営	生活困窮者	—	—
2020	高齢者	生活困窮者	子ども・若者	無職者・失業者	—
2021	子ども・若者	無職者・失業者	生活困窮者	高齢者	—
2022	子ども・若者	無職者・失業者	生活困窮者	高齢者	勤務・経営
2023	子ども・若者	無職者・失業者	生活困窮者	—	—
2024	高齢者	生活困窮者	—	—	—

出典：地域自殺実態プロフィール【2018~2024】

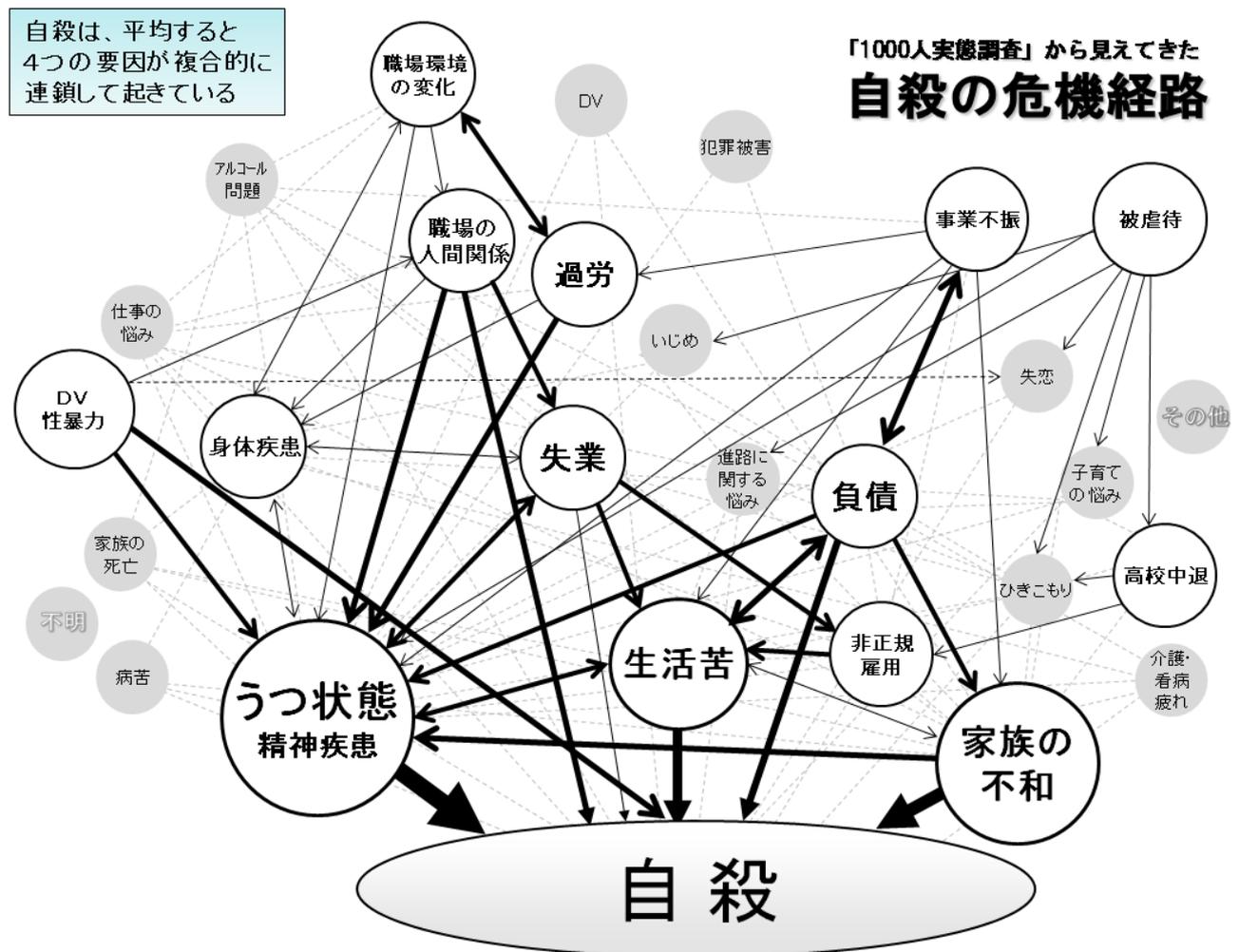
4. 自殺の原因（危機経路）

自殺の原因は単純ではなく、多くの場合様々な要因が重なって、自殺に至るといわれています。

図は、NPO 法人自殺対策支援センターライフリンクが行った自殺の実態調査から見えてきた「自殺の危機経路（自殺に至るプロセス）」です。

円の大きさは要因の発生頻度を表しています。円が大きいほど、その要因が抱えられていた頻度が高いということです。また、矢印の太さは、要因と要因の連鎖の因果関係の強さを表しています。矢印が太いほど、因果関係が強いということを示しています。

自殺の直接的な要因としては「うつ状態（精神疾患）」の円が最も大きくなっていますが、うつ状態になるまでには複数の要因が存在し連鎖しています。自殺で亡くなった人は「平均4要因」を抱えていたことがわかっています。



出典：NPO 法人ライフリンク「自殺の危機経路」

第3章 これまでの取り組みと評価

第1期計画で設定した評価指標をもとに、各取り組みについてつぎのとおり評価しました。

1. 自殺対策全体の評価指標

評価指標	基準値 平成27年(2015年)	目標値	現状値 令和4年(2022年)	評価
自殺死亡率 (人口10万対)	25.0	減少	0	達成

評価年は死亡者数が0のため減少していますが、人口規模が少なく一人の人数により自殺死亡率の変動が大きいいため、5年平均で比較することが、より現実的な評価ができると考えられます。

2. 基本施策に対する評価指標

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

評価指標	基準値 平成30年(2018年)	目標値	現状値 令和4年(2022年)	評価
いのちを支える標茶町 自殺対策連携会議開催数	年1回	年1回	年0回	未達成

計画策定後にコロナ禍となり、令和2年度に書面開催として実施以降、開催に至らない状況が続きました。今後、計画見直しに合わせて持続可能な開催方法を検討していく必要があります。

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

評価指標	実績 平成30年(2018年)	目標値	現状値 令和4年(2022年)	評価
ゲートキーパー養成研修 開催回数	年1回	年1回	年1回	達成
ゲートキーパー研修受講 者のうち「自殺対策の理解 が深まった」と回答した人 の割合	なし	80%	85% ※ゲートキーパー研修時 アンケート	達成

コロナ禍の影響で令和3年度は中止しましたが、平成29年度から毎年1回実施しています。令和4年度は保健推進委員や民生委員等を対象に実施し、研修内容が参考になったと答

えた方が 20 人中 17 人で 85%でした。今後も継続して、研修を企画実施していきます。

基本施策3 住民への啓発と周知

評価指標	実績 平成30年(2018年)	目標値	現状値 令和4年(2022年)	評価
ゲートキーパーという言葉を知っている人の割合	なし	50%	集計無し	—
自殺対策強化月間に合わせて、こころの健康について広報記事に取り上げる	年1回	年1回	年1回	達成

ゲートキーパーの認知度を測る機会を設定していませんでしたが、令和4年度に実施したゲートキーパー研修では、受講歴のある方が4割ほどおり、保健推進委員や民生委員等の方々には浸透してきているものと思われます。今後は、ゲートキーパー研修の対象者を広げていく必要があります。

また、町広報記事については、必ずしも強化月間に合わせることはできませんでしたが、年1回こころの健康をテーマに設定し、普及啓発を図りました。

基本施策4 生きることの促進要因への支援

評価指標	実績 平成30年(2018年)	目標値	現状値 令和4年(2022年)	評価
全ての妊婦に産前産後の相談窓口やサービスについて周知する	全妊婦	全妊婦	全妊婦	達成
こころの健康相談を周知する	年1回	年1回	年1回	達成

妊娠期支援プランを母子健康手帳交付時に提示し、相談窓口やサービスについて妊婦全員に説明しています。係内でケース支援を検討し、切れ目のない支援につなげています。

また、釧路保健所で実施しているこころの健康相談について、年間予定が出された時点で町広報紙に掲載しています。

基本施策5 SOSの出し方に関する教育の実施

評価指標	実績 平成30年(2018年)	目標値	現状値 令和4年(2022年)	評価
児童生徒の自殺予防教育プログラムをすべての小中学校で実施する	40% ※小学校6校は未実施 中学校は実施済み	100%	100%	達成

教育委員会で、令和元年度より毎年全校で継続して実施しています。

第4章 いのちを支える自殺対策における取り組み

自殺対策の基本的な考え方

1. 自殺対策の基本理念

自殺総合対策大綱では、自殺対策の本質が「生きることの支援であること」を改めて確認し、「いのちを支える自殺対策」という理念を全面的に打ち出して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指としています。

本町においても、「誰も自殺に追い込まれることのないまちづくり」を目指すことを基本理念とし、関係機関・団体と連携を図りながら、自殺対策を推進していきます。

2. 自殺対策の基本方針

本町における自殺対策においては、町の自殺の現状と課題を踏まえ、次のような基本方針に基づいて取り組みます。

(1) 生きることの包括的な支援として自殺対策を推進する

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺のリスクが高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進していきます。

この考え方は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものであることから、自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持ち合わせるものです。

(2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要ですので、様々な分野の施策、人々や組織との密接な連携を図ります。

自殺の要因となり得る孤独・孤立、生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

とりわけ、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施など地域共生社会の実現に向けた取組、生活困窮者自

立支援制度などとの連携を推進します。また、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるように進めていきます。その他にも孤独・孤立対策やこども対策の取組との連携を図ります。

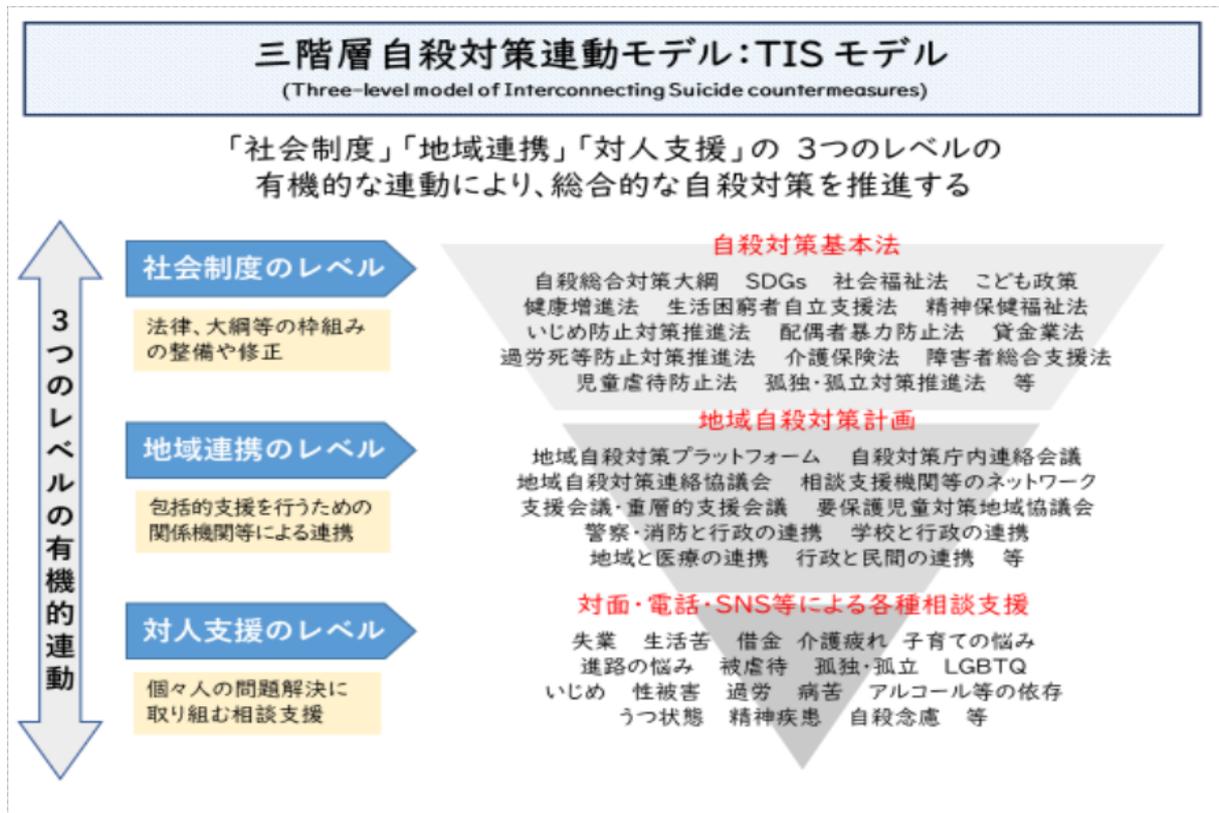
(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」それぞれにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進していきます。

これは、住民の暮らしの場を原点としつつ、「様々な分野の対人支援を強化すること」と、「対人支援の強化等に必要な地域連携を促進すること」、さらに「地域連携の促進等に必要な社会制度を整備すること」を一体的なものとして連動して行っていくという考え方（三階層自殺対策連動モデル）です。

また、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

加えて「自殺の事前対応のさらに前段階での取組」として、学校において、児童生徒等を対象とした、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」をひきつづき推進していきます。



(4) 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行います。

すべての町民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、メンタルヘルスへの理解促進も含め、広報活動、教育活動等に取り組んでいきます。

また、自殺に対する誤った認識や偏見によって、遺族等が悩みや苦しさを打ち明けづらい状況が作られるだけでなく、支援者等による遺族等への支援の妨げにもなっていることから、自殺に対する偏見を払拭し正しい理解を促進する啓発活動に取り組んでいきます。

(5) 関係者の役割を明確化と関係者による連携・協働の推進

自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、町だけでなく、国、道など地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、そしてなにより町民の皆さん一人ひとりと連携・協働し、一体となって自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築していきます。

具体的には、国は「自殺対策を総合的に策定し、実施する」責務があり、地方公共団体には「地域の状況に応じた施策を策定し、実施する」責務があります。また関係団体や民間団体、企業にはそれぞれの活動内容の特性等に応じて「積極的に自殺対策に参画する」ことが求められ、町民にも「自殺が社会全体の問題であり我が事であることを認識し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、主体的に自殺対策に取り組む」ことが期待されます。

(6) 自殺者等の名誉および生活の平穏への配慮

自殺者および自殺未遂者ならびにそれらの者の親族等の名誉および生活の平穏に十分配慮し、不当に侵害することのないよう、このことを認識して自殺対策に取り組んでいきます。

3. 自殺対策の施策

国（厚生労働省）は、すべての地方公共団体において取り組むべき「基本施策」と、各地方公共団体がそれぞれに地域の実情等を勘案しつつ特に力を入れて取り組むべき「重点施策」を示しています。

本町はこれに基づき、つぎの6つを基本施策として推進していきます。

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

- 2 自殺対策を支える人材の育成
- 3 住民への啓発と周知
- 4 自殺未遂者等への支援の充実
- 5 自死遺族等への支援の充実
- 6 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

また、重点施策については、いのち支える自殺対策推進センターが地域の自殺の実態を詳細に分析して毎年1回提供されている「地域自殺実態プロファイル」に基づき、地域特性の把握と課題の整理を行い、優先的な課題となり得るつぎの3つを重点施策として推進していきます。

重点施策1 高齢者

- 2 生活困窮者
- 3 こども・若者

基本施策 1 地域におけるネットワークの強化

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けては、自殺対策を「生きることの包括的支援」として地域全体で推進・展開していくことが必要です。それには自殺対策に関わる主体同士が連携し、対策を推進する上での体制や基盤の構築・強化を図ることが重要です。

1. 地域における連携

保健・医療・福祉・教育・労働等、関係する機関や団体等のネットワークを強化し、地域で支える体制づくりを推進します。

取組	内容【担当課・係・団体】
いのちを支える標茶町自殺対策連携会議	<p>生きるための包括的な支援を推進することにより、自殺の防止を図り、誰も自殺に追い込まれることなく、生きることに前向きになる地域を実現する施策を検討します。</p> <p>【保健福祉課健康推進係】</p>
地域包括ケアシステム事業	<p>誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けられるよう、「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を地域で一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を図ります。</p> <p>【地域包括支援センター】</p>
あんしんネットワーク推進事業	<p>① 高齢者見守り部会 民生委員、社協、町内会、金融機関等の関係機関で構成しており、高齢者等の支援を行うとともに関係機関の連携強化を図ります。</p> <p>② 高齢者虐待部会 高齢者虐待の相談があった際に実態把握を行い、コアメンバー会議を開催し虐待かどうかの判断を行います。</p> <p>③ SOSネットワーク 認知症等により徘徊の恐れのある方を事前に登録し、行方不明時の早期発見、その後の支援を関係機関と連携し取組を進めます。</p> <p>【地域包括支援センター】</p>
社会福祉協議会運営助成	<p>地域福祉推進の中核となる社会福祉協議会が行う各種福祉活動を通して、住民のさまざまな悩みや相談に対応し、関係機関と連携して支援します。</p> <p>【保健福祉課社会福祉係】</p>
民生児童委員による地域の相談支援	<p>住民の身近な相談役としてさまざまな悩み相談にのり、必要な関係機関につなぎます。</p> <p>【保健福祉課社会福祉係】</p>
保護司会運営助成	<p>保護観察対象者は、さまざまな問題を抱えたケースが多く、ハイリスク者ともいえるので、保護観察活動を通して自殺リスクを低減します。</p> <p>【保健福祉課社会福祉係】</p>

取組	内容【担当課・係・団体】
防犯協会等との日常的連携	自殺の危機等に関する情報を共有することで、実務上の連携の基礎を築きます。 【町民課生活安全係】
消費者協会運営助成	住民の安全で豊かな消費生活を目指して、消費教育・啓発を行います。 【町民課生活安全係】
公民館での各種団体支援、住民相談	各種団体支援および地域住民の相談をとおして、必要に応じて適切な支援につなぐなど、関係機関と連携します。 【各公民館】

2. 特定の問題に対する連携

さまざまな問題が複雑化する前に、早い段階で気づき、適切な相談先につなぎ支援できるよう連携体制の整備を行います。

取組	内容【担当課・係・団体】
妊婦一般健康診査 産婦健康診査	適切な時期に医療機関を受診することで、異常が早期に対処され、メンタルヘルスの不調を抱える妊産婦に対する支援を行い、医療機関や産後ケア等につなぎ、連携して支援します。 【保健福祉課母子保健係】
養育者支援保健・医療連携システム	育児不安や支援者不足等で、継続的に支援や見守りが必要な方について、関係機関と連携して課題に対応、丁寧に関わることで孤立を防ぎます。 【保健福祉課母子保健係】
要保護児童対策協議会	虐待への対応を糸口に、当人や家族等、援護者を支援していくことで、背後にあるさまざまな問題を察知し、適切な支援先へつなぎます。 【保健福祉課児童福祉係】
障がい者虐待防止センター	障がい者虐待の未然防止や早期発見の体制をとり、関係機関と連携しながら対応していきます。 【保健福祉課社会福祉係（地域生活相談支援センターハート釧路）】
町職員・教職員のストレスチェック	職員のストレスチェックの結果等を活用することで、危険因子を察知し、高ストレス者へのカウンセリングや所属長への指導等職員に対する支援の強化を行います。 【総務課職員係・教育委員会管理課】

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に、早期に「気づき」、適切に対応できるようにするために、研修の機会を設定します。

1. 関係職員を対象とする研修

職員の資質向上のために研修の実施・参加に努めます。

取組	内容【担当課・係・団体】
ゲートキーパー研修	自殺に対する認識と危機感を共有し、住民のSOSに気づき、速やかに連携・支援につなげることができるよう、各関係機関の職員を対象としたゲートキーパー研修を行います。 【保健福祉課健康推進係】
職員研修 (メンタルヘルス研修、コーチング研修)	職員自らの心の健康づくりの推進や、職員間などの人間関係のストレス等による心身の変化にいち早く気づき、対応できるように職員研修を行います。 【総務課職員係】
職員研修の実施	各種税金や保険料についての相談をする住民や、介護施設入所者とその家族等は、生活面でさまざまな問題や困難を抱えているため、早期に気づき、支援へとつなげるようにします。また、職員のコミュニケーション能力を高め、寄り合いながら支援できる役割を担っていけるよう研修を行います。 【総務課・町民課・やすらぎ園】

2. 一般住民を対象とする研修

町民をはじめとした関係機関や団体などを対象として、身近な人への見守り声掛けができるよう、また自らのこころの健康を守ることができる人を養成します。

取組	内容【担当課・係・団体】
ゲートキーパー研修	民生児童委員、保健推進委員、その他の団体等に対して、自殺の現状やうつ病の知識を伝え、傾聴や相談先へのつなぎ方を学習することでゲートキーパーの役割を広く普及します。 【保健福祉課健康推進係】

基本施策3 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機が「誰にでも起こりうる危機」であることや、そうした危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であることが、町民全体の共通認識となるよう取組を進めていきます。

また、自殺に対する誤った認識や偏見によって、遺族等が悩みや苦しさを打ち明けづらい状況が作られているだけでなく、支援者等による遺族等への支援の妨げにもなっていることから、遺族等支援の観点からも、自殺に対する偏見を払拭し、正しい理解を促進する啓発活動に取り組んでいきます。

1. こころの健康づくり・生きる支援についての知識の普及・啓発

こころの健康づくりの正しい知識やストレスへの対処法、さまざまな相談窓口について、パンフレット等の配布を通じて、普及・啓発を図ります。

取組	内容【担当課・係・団体】
各種保健事業	成人保健事業では、健康づくりに関心を持ち、自分や家族などの健康づくりを実践できるよう支援を進めます。 母子保健事業では、妊娠・出産・子育て期とそれぞれの段階に応じた支援を進めます。 【保健福祉課健康推進係、母子保健係】
パンフレット等の配布	気軽に自分の健康チェックができる「健康まつり」や住民の集まる場所等に、こころの健康に関する普及啓発パンフレットを設置配布します。 【保健福祉課健康推進係】
交通安全教室	幼児や児童生徒、高齢者を対象に実施し、人生の各ステージにおいて、いのちの大切さについて理解の促進を図ります。 【町民課生活安全係（標茶町交通安全運動推進協議会）】
関連図書コーナーの設置	「いじめ」「自殺」「貧困」「介護」等関連する題材の図書コーナーを設置し、自殺防止の啓発をすすめます。 【図書館奉仕係】
テーマ別ガイドリスト（パスファインダー）の作成	関連図書を検索しやすいよう、パスファインダーを作成し、悩み解決の手助けや相談先の情報提供につなげます。 【図書館奉仕係】
いきるための支援資料の展示	やすらぎ園来所者に、関連する相談先一覧のリーフレットを玄関等に掲示するなど手に取りやすい情報提供づくりをします。 【やすらぎ園】

2. 住民向け講演会・イベント等の開催

こころの健康づくりに関連するテーマについて、住民向けの講演会・イベント等を開催し、普及・啓発を図ります。

取組	内容【担当課・係・団体】
健康教育	健康づくり講演会や、各地域等の健康教育の機会に、こころの健康づくりに関することをテーマにし、保健推進委員や食生活改善推進員と連携しながら知識の普及・啓発を図ります。 【保健福祉課健康推進係】
文化活動支援事業 (文化バスの運行、標茶町文化講演会支援事業)	文化芸能活動の鑑賞の機会を提供したり、講演会の開催の支援を行うことで、人との交流を図り、生きがいづくりを促進します。 【社会教育課社会教育係】

3. 居場所づくり

孤立のリスクを抱えるおそれのある人も含めた全町民を対象として、孤立を防ぐための居場所づくりの提供と周知を図ります。また、地域とのつながりをとおして自己肯定感が高まり、「生きることの促進要因」が増えるよう取り組みに活かしていきます。

取組	内容【担当課・係・団体】
文化活動支援事業、文化表彰等	多様な学びの活動の体験と交流から、コミュニケーション能力や自己肯定感を高め、豊かな人間性と自他ともに認めあえる力を育みます。 【社会教育課社会教育係】
各種スポーツ大会、体育施設開放事業、スポーツ表彰等	生涯学習事業を通して自己肯定感やコミュニケーション能力を高め、自他ともに認めあえる経験をとおして生きる力を育みます。 【社会教育課スポーツ係】
健康づくり運動指導員の自主グループへの運動指導	健康の維持や介護予防のための体操やレクリエーション等を通して参加者同士の仲間づくりを促進し、居場所づくりを支援します。【社会教育課スポーツ係】
公民館講座 (文化・スポーツ事業)	子どもから高齢者まで対象を幅広く設定し、趣味等を通して、人とのふれあいと居場所づくりの場を提供します。【各公民館】

基本施策 4 自殺未遂者等への支援の充実

自殺未遂の経験は、自殺の最大リスクファクターとされ、自殺企図に至った背景にある様々な課題の解決を図ることで、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐことが重要です。

1. 医療と地域の連携体制の構築と強化

地域の実態や課題を把握し、町の取り組みに活かしていきます。

取組	内容【担当課・係・団体】
釧路地域うつ・自殺予防対策ネットワーク会議	釧路保健所管内の自殺予防対策に関係する行政、医療、消防、警察、労働、教育等に関する各機関及び関係団体等で構成されており、各機関の役割や情報交換を行い地域の実態や課題を共有することで、効果的な自殺予防の推進を図ります。 【保健福祉課健康推進係（釧路保健所）】

2. 相談体制の充実

釧路保健所と連携し、本人や家族に対して適切な医療・相談ができる体制づくりを目指します。

取組	内容【担当課・係・団体】
こころの健康相談	こころの悩みを抱えている本人や家族に対して、精神科医や保健師が専門的に相談対応する「こころの健康相談」を紹介し、釧路保健所と連携して支援します。 【保健福祉課健康推進係（釧路保健所）】
健康相談	毎週月曜日を定例相談日とし、その他随時電話や来所相談で健康に関する相談を受け、必要な関係機関につなぎます。 【保健福祉課健康推進係】

基本施策5 自死遺族等への支援の充実

自殺対策では、事前の対応や危機発生時の対応のみならず、自殺が生じた後の事後対応も重要です。事後対応においては、自殺が生じた場合に家族や職場の同僚等に与える影響を最小限とし、新たな自殺を発生させないことや、発生当初から継続的に遺族等に対する迅速な支援を行うことが必要です。遺族等が、必要な支援情報を得ることができるよう、情報提供を推進するなど、町でできる取り組みを検討していきます。

1. 遺族等が安心して思いを語れる場や機会の確保

釧路保健所と協力し、遺族等に対する支援や自助グループ活動の取組について学び、相談体制の充実など総合的な支援に向けた取組を進めていきます。

取組	内容【担当課・係・団体】
こころの健康相談	遺された家族等へのこころのケアとして、精神科医や保健師が個別に相談を受けます。 【保健福祉課健康推進係（釧路保健所）】
健康相談	毎週月曜日を定例相談日とし、その他随時電話や来所相談で健康に関する相談を受け、必要な関係機関につなぎます。 【保健福祉課健康推進係】



基本施策6 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

いのちや暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的なかつ実践的な方法や、辛いときや苦しいときには助けを求めてもよいことを、学校教育の段階から学ぶことが大切です。子どもたちがそうした状況に陥った際の対処方法を理解し、対応できるようになるための教育を推進します。

また、教職員や地域の関係者など周囲の大人たちが、児童生徒から発せられたSOSを適切に受け止め、必要な支援につなげられるよう、関連する研修の実施や参加を通して、理解の促進や支援情報の普及啓発を図ります。

1. SOSの出し方に関する教育の実施

困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげることができるよう、この教育を継続的に進めていきます。

取組	内容【担当課・係・団体】
いじめ根絶1学校1運動	いじめが原因で不登校に陥らないように、一人ひとりがお互いを認め合い、支えあえるようにする学校づくりを児童生徒が主体となって取り組みます。 【教育委員会指導室】
標茶町いじめ根絶こども会議	「いじめのない町になるために自分たちでできること」について交流し、各学校・地区での取組につなげていきます。 【教育委員会指導室】
人権擁護委員による「人権教室」	小中学生に対して人権教室等を実施し、お互いを認め合う心の醸成を通していじめ防止の啓発を図ります。 【教育委員会指導室】
児童生徒の自殺予防教育プログラム	小学校高学年～中学生を対象に、「援助希求態度の育成」「早期の問題認識（心の健康）」「ストレス対処能力の育成」の3点について保健体育や特別活動等の時間を活用して学習します。 【教育委員会指導室】

2. SOSの出し方に関する教育の推進に向けた連携の強化

児童生徒がSOSを出せる環境を整えていくとともに、適切に受け止め、必要な支援につなげられるよう研鑽を続けます。

取組	内容【担当課・係・団体】
自殺予防に関する取組に対する職員研修	教職員向け研修の中で、自殺問題や支援先等に関する情報を提供することにより、子どもの自殺リスクに直面した際の対応と支援について、理解を深める機会とします。 【教育委員会指導室】

重点施策 1 高齢者

単身、高齢夫婦のみの世帯で、親族は遠方にいるという高齢者は増えています。孤独・孤立を防ぎ、心身の健康が保たれ、生きがいを感じながら地域で生活できるよう支援していきます。

1. 包括的な支援のための連携の推進

取組	内容【担当課・係・団体】
地域ケア会議推進事業	地域の高齢者が抱える問題等を地域ケア会議で共有し、適切な支援先へとつなぐことで関係機関での連携強化を図ります。 【地域包括支援センター】
権利擁護の仕組みづくり	成年後見制度等権利擁護に関する相談を受けるとともに制度の説明や安心サポートセンターへの情報提供を行います。 【地域包括支援センター】
認知症施策総合推進事業	認知症に関する様々な相談から、本人・家族を支援し、医療機関・介護サービス事業所等と連携・調整します。 【地域包括支援センター】

2. 高齢者の健康不安に対する支援

取組	内容【担当課・係・団体】
総合相談（包括的支援事業）	本人の生活の不安のほか、介護者の相談なども含めて介護に関する相談を受けます。 【地域包括支援センター・保健福祉課介護保険係】
介護予防把握事業 （生活支援コーディネーター訪問）	85歳以上の高齢者を対象に基本チェックリストを実施し、介護が必要な状態ではないか把握し、そのなかで悩みなどがあれば必要な支援につなぎます（介護認定者を除く）。 【地域包括支援センター】
高齢者等住宅改修費の助成	在宅生活上において支障となる箇所を改修することにより、日常生活の向上を図ります。 【保健福祉課社会福祉係】
緊急通報システムの設置	単身で暮らす高齢者等の世帯に設置し、体調の変化や心理面の不調など、何らかのリスクに気づくことができ、より安心した生活を確保します。 【保健福祉課社会福祉係】

取組	内容【担当課・係・団体】
健康相談	健康不安や悩みを抱える高齢者等に対し、週1回健康相談の日程を設定している他、各老人クラブにおいても年3回程度健康相談に伺います。 【保健福祉課健康推進係】
家庭訪問	健康や生活等の悩みや不安を抱える高齢者に対し、保健師が家庭訪問を行います。 【保健福祉課健康推進係】
介護予防把握事業	高齢者に対して、介護が必要な状態にないかを把握し、その情報のなかで悩み等があれば必要な支援につなぎます。 【保健福祉課健康推進係】

3. 高齢者支援に関わる方への研修や情報提供など

取組	内容【担当課・係・団体】
認知症サポーター養成講座	認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成することで、負担の大きい認知症を介護する家族に対して、早期の「気づき役」としての役割を担います。 【地域包括支援センター】

4. 高齢者の社会参加の支援と孤独・孤立の予防

取組	内容【担当課・係・団体】
ちょっとした困りごと支援事業	介護保険では対応できない日常生活上の困りごとを、高齢者等のボランティアがお助け隊として支援します。 【地域包括支援センター】
老人クラブ活動運営費の補助、敬老会の助成	運営補助金を支給し、高齢者の自主グループ活動の推進を支援します。 【保健福祉課社会福祉係】
除雪援助 (福祉除雪)	自力で除雪することが困難な高齢者世帯等に除雪の援助を行うことにより、生活の安定を図ります。 【保健福祉課社会福祉係】
高齢者事業団訪問開拓員設置補助金	高齢者に適した就労の機会が開拓され、その機会の増大を図るため補助金を支給します。 【保健福祉課社会福祉係】
介護予防事業 ・アクティブシニア教室 ・はつらつ料理教室	各種事業を通じて、身体機能や脳の活性化を図るとともに、参加者同士の交流を通して心身における健康の保持増進を図ります。 【保健福祉課健康推進係】
給食宅配事業	毎週1回昼食宅配を行うことで、利用者の安否確認を行います。 【ふれあい交流センター総務係】

重点施策２ 生活困窮者

生活困窮の背景には、貧困、多重債務、失業、介護、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、知的障害、発達障害、精神疾患、震災による被災や避難など、自殺リスクにつながる多種多様な課題を複合的に抱えている方が少なくありません。また、地域や職場、学校等に安心できる居場所がなく、他者とのつながりが希薄であるなど、関係性の貧困に苦しんでいるケースも想定されます。

このように生活困窮者とは、経済的困窮のみならず、地域からの孤立を含めた様々な側面で生きづらさや生活上の困難を抱える方々を意味します。こうした方々が、自殺へと追い込まれることのないよう、自殺対策と生活困窮者自立支援制度とが緊密に連携しながら、包括的な支援や生き心地のよい地域づくりを行います。

1. さまざまな課題を抱える相談者の支援と関係機関の連携

取組	内容【担当課・係・団体】
生活困窮者自立支援事業	さまざまな理由により生活に困っている方に対し、経済的自立、日常生活自立、社会生活の自立をはかるため、生活相談支援センターにつなぎ状況に応じた支援を受けられるよう支援します。 【保健福祉課社会福祉係】
生活保護に関する相談	生活困窮者の抱える問題を把握し、必要に応じて生活保護申請や就労支援相談等の適切な支援につなぎます。 【保健福祉課社会福祉係】
民生児童委員による地域の相談支援	住民の身近な相談役としてさまざまな悩み相談にのり、必要な関係機関につなぎます。【保健福祉課社会福祉係】
健康相談、家庭訪問	健康や生活等の悩みや不安を抱える障がい者に対し、保健師が来所や訪問で相談支援を実施します。 【保健福祉課健康推進係】
無料法律相談 (全道一斉すずらん法律相談)	借金、離婚、相続、遺言、不動産、消費者問題等相談者が抱えている問題について、弁護士による法律相談を受ける機会を設けます。 【総務課庶務係】
各種納付相談	公営住宅の入居や、上下水道料金、または税や介護保険料の納付などの相談で、生活面で深刻な問題を抱えている、または困難な状況にある可能性のある方を適切な相談先につなぎます。 【町民課税務係、保健福祉課介護保険係、建設水道課住宅都市計画係、水道管理係】
障がい年金相談、年金保険料免除相談	障がいや失業等深刻な悩みを抱える相談を通して、必要に応じて関係機関と連携して支援します。【保健福祉課国保年金係】
障がい者に関する相談	障がい者等のさまざまな相談に、身体・知的障がい者相談員や地域生活相談支援センターが応じ、必要な情報提供や助言を行います。 【保健福祉課社会福祉係（地域生活相談支援センターハート釧路）】

取組	内容【担当課・係・団体】
医療相談	患者やその家族の相談から問題を把握し、必要に応じて適切な支援先につないだり、相談先の情報提供を行います。 【町立病院医療相談係】
人権に関する相談	家庭内や近隣とのもめごと等について、人権擁護委員が相談を受け、内容に応じて関係機関と連携して支援します。 【町民課生活安全係】
求人情報提供事業	ハローワークから提供される町内を含む求人の情報を公開し、就労支援により、安定的な生活につなげます。 【観光商工課観光商工係】
農地移動適正化あっせん事業	農地の権利移転申し出理由の中には経済的困窮の可能性もあることから、関係機関との情報の共有と連携により支援を行います。 【農業委員会】

2. 生活支援の充実

取組	内容【担当課・係・団体】
低所得者世帯の生活援助（ほっとらいふ）	低所得者世帯に対し暖房費や水道代の費用の一部を助成することにより、生活の安定を図ることができ、経済的不安の軽減を図ります。 【保健福祉課社会福祉係】
ごみ処理手数料の減免に関すること	生活保護世帯、町民税非課税世帯、母子家庭、満65歳以上の高齢者世帯または障害者世帯の町民税均等割のみの世帯に、6か月を経過することにごみ証紙を交付します。 【町民課環境衛生係】
冬季雇用対策事業	季節労働者の冬期間及び春先の失業期間の雇用促進を目的に、公共施設の維持管理の事業を実施します。季節労働者の生活の安定を図り、生活が困難な状況に陥らないための対策を図ります。 【観光商工課観光商工係】
特殊検診費助成	振動病の発症予防のため、特殊健康診断を実施する事業主に対し、検診料の一部を助成して労働者の福祉向上を図ります。職業病の予防対策を施し、生活が困難な状況に陥らないための対策を図ります。 【観光商工課観光商工係】
中小企業振興融資貸付事業	中小企業育成のため、低利による町特別融資制度を運用し、中小企業の経営安定を図ります。融資を行うことにより、中小企業の経営安定を図り、経営難となっている経営者への支援につなげます。 【観光商工課観光商工係】

取組	内容【担当課・係・団体】
家族介護慰労金	介護をしている家族にかかる精神的、経済的負担は大きいため、在宅で要介護4・5の方を介護している家族に慰労金を支給することで経済的不安のリスクを低減します。 【地域包括支援センター】
家族介護用品支給	在宅の寝たきり高齢者等を抱える家族等に対し、介護保険給付以外の介護用品に要する経費の一部を補助することで、経済的不安のリスクを低減します。 【保健福祉課社会福祉係】
インフルエンザ等予防接種関連事務	幼児、児童生徒、高齢者のインフルエンザ・肺炎球菌・新型コロナワクチンの接種に対し、町民税非課税世帯、生活保護世帯は無料とし、経済的不安の軽減を図ります。また、申し込み時に面談をする機会となり、必要に応じて適切な相談先につなぎます。 【保健福祉課健康推進係】
就学援助と特別支援教育就学奨励費補助に関する事務	就学に際して経済的困難を抱える児童生徒は、その他にもさまざまな問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えている可能性があります。学校からの制度の周知文書や申請書の配布を行う際に、相談先の一覧等のリーフレットを配布することで情報提供の機会を確保します。 【教育委員会管理課】

3. 悩みを抱えやすいリスクのある人の孤立を防ぐ居場所づくり

取組	内容【担当課・係・団体】
地域生活支援事業	障がい者（児）の日中の活動の場を確保して、自立に向けた支援を行い、家族の介護負担軽減を図ります。 【保健福祉課社会福祉係】
障がい者地域活動支援センター運営事業、共同生活援助・就労継続（A型・B型）・就労定着支援 等	障がい者等が孤立することなく、他者とつながりあえるよう日中の活動の場の確保、居場所を提供します。 【保健福祉課社会福祉係】
交通費の助成 （精神障がい者社会復帰施設等通所交通費、重度心身障がい者タクシー料金、難病患者通院交通費、訪問看護にかかる交通費）	社会復帰施設の通所や通院など医療に係る交通費や、外出のためのタクシー利用にかかる料金の一部を助成することで、障がい者の方の社会参加を維持、医療の保障、生きがいづくりの向上を支援します。 【保健福祉課社会福祉係、健康推進係】

重点施策3 こども・若者

近年、こどもの自殺者数は増加傾向が続いており、令和6年の小中高生の年間自殺者数が529人と過去最多となるなど、極めて憂慮すべき事態となっています。国では、令和5年6月に「こどもの自殺対策緊急強化プラン」を発出し、要因の分析、リスクの早期発見、的確な対応の強化施策を進めています。教育機関、保健、福祉等との連携をさらに深めて、こども・若者のこころの健康づくりに関わっていきます。

1. こどもや若者、保護者等を対象とする相談事業

取組	内容【担当課・係・団体】
各種母子保健事業 (妊婦相談、産前産後サポート事業、産後ケア事業、新生児・産婦訪問)	ライフスタイルが大きく変わり、悩みや不安を抱えやすい妊娠・出産・子育て期に、それぞれの段階に応じた支援を行うことで産後うつや育児困難に対応し、関係機関と連携して支援します。 【保健福祉課母子保健係】
子ども発達支援事業	発達の遅れや障がいのある児童とその家族に対して、療育指導及び保護者の不安や悩みに対応し、すこやかな発達促進と育児負担の軽減を図ります。 【子ども発達支援センター】
巡回児童相談	児童相談所による巡回相談で、児童の発達等について相談を受けるなかで家庭の悩みごと等について対応していきます。 【保健福祉課児童福祉係】
特別児童扶養手当に関する事務	特別児童扶養手当の相談や受付または、手当証書の交付の際に受給者と対面することで、困難な状況の早期発見・早期対応への接点となり、必要時適切な相談先につながります。 【保健福祉課児童福祉係】
就学に関する事務 (特別支援教育)	特別に支援を要する児童生徒とその保護者に対し、関係機関と連携して対象児童生徒の障害の程度及び発達段階に応じたきめ細かな相談等を行います。 【教育委員会学校教育係】

2. こどもや若者の抱える課題に応じた個別支援や居場所づくり

取組	内容【担当課・係・団体】
医療費助成 (ひとり親家庭等医療費助成事業、子ども医療費助成)	医療費の助成をとおして経済的負担を軽減するとともに、手続きの際、対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応、関係機関との連携を図ります。 【保健福祉課国保年金係】
子育て応援チケット(みるくっく券)の交付	ミルクやおむつなどの子育て用品に使えるチケットを出生時に交付し、子育て世代の経済的負担の軽減を図ります。 【保健福祉課児童福祉係】
保育所・学童保育所	子どもの預かりを通して、子どもの居場所の確保と家庭の困りごと等の気づき・つなぎ役として、必要な関係機関と連携して対応します。 【保健福祉課児童福祉係】
子育て支援事業 (子育てサロン、遊びの広場等)	親子が他者と出会い交流する中で、孤立した子育て環境を防ぎ、育児不安の軽減を図ります。また、子育てに関する相談支援、情報提供を行います。 【子育て支援センター】
児童館	子どもの遊びを通して人間関係の形成や社会性の発達を育みます。子どもの変化等に、気づき・つなぎ役として必要な関係機関と連携して対応します。 【児童館】
地域教育力推進事業 「地域子ども教室」	学童保育および児童館の来館者を対象に、青少年関係団体による教室活動をとおして、子どもの自己肯定感やコミュニケーション能力を高め生きる力を育てていきます。 【教育委員会社会教育係】
幼少年教育支援事業、少年の主張大会、二十歳のつどい等	多様な学びの活動の体験と交流から、コミュニケーション能力や自己肯定感を高め、豊かな人間性と自他ともに認めあえる力を育みます。 【社会教育課社会教育係】

評価指標

国は自殺総合対策大綱において、自殺死亡率を令和8年（2026年）までに、平成27年（2015年）と比べて30%以上減少させるとの数値目標を掲げていることから、標茶町でも、限りなくゼロに近づくよう減少させることを目指します。

1. 自殺対策全体の評価指標

評価指標	基準値 平成27～令和元年 (2015～2019)年	現状値 令和元～5年 (2019～2023)年	目標値 令和6～10年 (2024～2029)年
自殺死亡率 (5年間平均)	17.9	8.1	減少

2. 基本施策に対する評価指標

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

評価指標	現状値（2024年）	目標値（2029年）
いのちを支える標茶町自殺対策 連携会議開催数	年1回	年1回

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

評価指標	現状値（2024年）	目標値（2029年）
ゲートキーパー研修会開催回数	年1回	年1回

基本施策3 住民への啓発と周知

評価指標	実績（2024年）	目標値（2029年）
こころの健康について広報記事 に取り上げる	年1回	年1回

基本施策4、5 自殺未遂者等、自死遺族等への支援の充実

評価指標	現状値（2024年）	目標値（2029年）
こころの健康相談等の相談先 について周知する	年1回	年1回

基本施策6 SOSの出し方に関する教育の実施

評価指標	実績（2024年）	目標値（2029年）
児童生徒の自殺予防教育プログラムをすべての小中学校で実施する	100%	100%

3. 重点施策に対する評価指標

重点施策1 高齢者

評価指標	現状値（2024年）	目標値（2029年）
健康相談の実施 （高齢者の保健事業 保健師実施分）	79回 684人	各地区で実施継続

重点施策2 生活困窮者

評価指標	現状値（2024年）	目標値（2029年）
生活困窮者自立支援事業における相談の実施（総件数）	627件	実施を継続

重点施策3 こども・若者

評価指標	現状値（2024年）	目標値（2029年）
二十歳のつどい等のイベントにてメンタルヘルスに関する啓発資料の配布	実施なし	参加者に配布

第5章 自殺対策の推進体制

1. 計画の周知

本計画を推進していくために、町民一人ひとりが自殺対策の重要性を理解し、取組を行えるよう、ホームページ等様々な媒体を活用し、計画の周知を行います。

2. 推進体制

自殺対策を推進するため、「いのちを支える標茶町自殺対策連携会議」を設置し、標茶町における総合的な対策を推進します。

3. 進行管理

本計画の取組状況や目標値については、事務局である保健福祉課健康推進係で把握し、計画の適切な進行管理に努めます。



第6章 標茶町生きる支援事業一覧

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

1. 地域における連携 2. 特定の問題に対する連携

課名	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた実施内容	担当係	項目別
町民課	防犯関係事務	防犯協会、関係機関との日常的連携	自殺の危機等に関する情報を共有してもらうことで、実務上の連携の基礎を築ける可能性がある。	生活安全係	基1-1
町民課	消費者生活支援・消費者行政活性化事業	安全で豊かな消費生活を目指し活動している消費者協会に対し、運営費の一部助成を実施し、町民の消費生活向上を図る。	消費教育・啓発を行うことにより、安全で豊かな消費生活の向上が図られるものである。	生活安全係	基1-1
保健福祉課	保護司会補助金	地域の保護司会の健全な運営を図るため、運営補助金を支給する。	保護観察対象者には様々な問題を抱えたケースが多く、自殺リスクを抱えている対象者ともいえる。犯罪の未然防止を保護観察活動を通してそのリスクを低減させる可能性がある。	社会福祉係	基1-1
保健福祉課	社会福祉協議会運営費補助金	地域福祉推進の中核となる社会福祉協議会に対し、その運営のための補助金を支給する。	地域福祉推進の中核となる社会福祉協議会が行う各種福祉活動の取組は、多くの地域住民の悩みや相談を受け得るものであり、対象者の早期発見と支援になることが期待される。	社会福祉係	基1-1
保健福祉課	いのちを支える標茶町自殺対策連携会議	庁内関係部署の連携と協力により、自殺対策を推進するために設置	生きるための包括的な支援を推進することにより、自殺の防止を図り、誰も自殺に追い込まれることなく、生きることに前向きになる地域を実現する施策を検討する。	健康推進係	基1-1
地域包括支援センター	あんしんネットワーク推進事業（高齢者見守り部会）	高齢者等の見守りに関する事業	民生委員、社協、町内会、金融機関等の関係機関で構成するあんしんネットワーク事業に取り組み、高齢者等の支援を行うとともに、関係機関の連携体制の強化を図ることで、自殺のリスクを抱えている高齢者等の早期発見・対応、見守りがはかられる。	業務係	基1-1
地域包括支援センター	あんしんネットワーク推進事業（高齢者虐待部会）	高齢者虐待の予防、早期発見、早期対応に関する事業	高齢者虐待に関する相談窓口として、介護関係者等から相談があった際に家庭訪問等により、実態把握を行い、コアメンバー会議を開催し、虐待かどうかの判断を行う。実態把握により自殺のリスクに関して把握でき、問題の早期発見・対応につなげられる。	業務係	基1-1
地域包括支援センター	あんしんネットワーク推進事業（SOSネットワーク）	認知症等により徘徊する恐れのある方を事前登録し、行方不明発生時の早期発見、その後の支援を関係機関と連携し取り組みを進める。	認知症等により徘徊する恐れのある方を事前登録し、警察と情報共有することで、行方不明発生時の早期発見、早期対応につながる。その後の本人・家族に対する支援を関係機関と連携し、進めることで、自殺等のリスクを抱えている可能性の有無についても把握できる。	業務係	基1-1
地域包括支援センター	地域包括ケアシステム事業	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けられるよう、「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を地域で一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築をはかる。	地域包括ケアシステムは、地域包括のケアと自殺対策との連動を進める上での中心的役割を担うと思われる。地域の問題を察知し、支援へつなげる体制を整備するだけでなく、地域住民同士の支えあいや助け合いの力の醸成にもつながる。	業務係	基1-1
公民館	各種団体支援	標茶町文化団体連絡協議会 標茶文化協会 老人クラブ等団体の活動支援 等	団体活動支援の中で、家庭のかかえている問題状況を把握し、必要に応じて適切な支援先につなぐなどの対応や相談先の情報提供ができる。	公民館	基1-1
公民館	住民相談	地域住民の相談対応	地域住民の生活やサークル活動、墓地利用等についての悩み相談により、相談先を的確に把握し役場の関係機関の支援につなげる。	公民館	基1-1
保健福祉課	民生児童委員協議会運営補助金及びその事務	民生委員・児童委員による地域の相談・支援等を実施する。	身近な相談役として住民の様々な悩みの相談を受けることができることから、地域の最初の窓口として機能し得る。	社会福祉係	基1-1 重2-1
総務課	職員ストレスチェック業務	職員のストレスチェックの実施、高ストレス者へのカウンセリングや所属職場への指導	危険因子を察知し未然防止を図ることができる可能性がある。	職員係	基1-2
保健福祉課	障がい者虐待防止センター運営事業	障がい者虐待の未然防止や早期発見ができる体制を構築することにより、関係機関と協力しながら虐待を未然に防ぐことを目的とする。	虐待への対応を糸口にして、本人や家族等を支援していくことで、背後に存在する様々な問題を察知することができる可能性があり、適切な支援先へつなげることが期待される。	社会福祉係	基1-2
保健福祉課	要保護児童対策に関すること	要保護児童対策協議会の開催など	虐待への対応を糸口にして、本人や家族等、保護者を支援していくことで、背後にある様々な問題などを察知し、適切な支援先へつなぐ接点（生きることへの包括的支援への接点）にもなり得る。	児童福祉係	基1-2
保健福祉課	養育者支援保健・医療連携システム	養育支援が必要な家庭の支援が早期に切れ目なく行われることを目的に、地域と医療の連携システムが北海道で構築されている。	育児不安や支援者不足等で、継続的に支援や見守りが必要な方について、関係機関が連携して課題に対応、丁寧に関わることで孤立を防ぐ。	母子保健係	基1-2
保健福祉課	妊婦一般健康診査 産婦健康診査	妊婦期14回、産後1か月間に2回分の受診票を発行。受診後、医療機関からの受診票の返送により健診結果を把握し、必要時支援を開始する。	適切な時期に医療機関を受診することで、異常が早期に対処され、またメンタルヘルスの不調を抱える妊産婦に対する支援を行い、医療機関や産後ケア等につなぐ、関係機関と連携して支援する。	母子保健係	基1-2
教育委員会管理課	学校職員ストレスチェック事業	労働安全衛生法に基づき、学校職員等のストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止を図る。	ストレスチェックの結果等を活用することで、教職員に対する支援の強化を図ることができる。	学校教育係	基1-2
観光商工課	GOGOチャレンジショップ支援事業	空き店舗の活用による町内で創業される起業家への助成	いのちを支えるための相談事業やハイリスク者への支援を立ち上げようとするNPO団体など企業団体への支援を行う。また、新たに起業する場合についても、経営者になる人への生きがい対策となり、経営者への包括的な支援につながるものとなる。	観光商工係	

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

1. 関係職員を対象とする研修 2. 一般住民を対象とする研修

課名	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた実施内容	担当係	項目別
総務課	メンタルヘルス研修(職員研修)	講師を招いて研修会を開催または関係機関の研修に職員を派遣	効果的な研修機会の提供で、自らのこころの健康づくりの推進や、部下のストレス等による心身の変化にいち早く気づき重大事案となる前の解決を図る。	職員係	基2-1
総務課	コーチング研修(職員研修)	コミュニケーション能力向上のための講師を招いての研修	コミュニケーション能力を高めることで、対町民、対職員間のやり取りの中で危険因子を察知し未然防止を図ることができる可能性がある。	職員係	基2-1
町民課	税賦課徴収及び滞納整理事務に関する研修	職員の資質向上のための各種研修会等への参加	職員が各種研修等に参加することで、相談者の問題に早期に気づき、支援へとつなぐ等の対応が取れるようになる。	税務係	基2-1
やすらぎ園	職員人材確保(自殺対策)研修事業	介護等施設に勤務する職員の技術向上を図ることにより、介護等サービスの維持及び向上を目指す。	入所者並びにその家族の中には、様々な問題を抱え、自殺リスクの高い人がいる可能性がある。職員に自殺対策の研修を受講してもらい、自殺対策の視点も加えて持ってもらうことで、適切な機関へつなぐ等の対応の強化につながる可能性がある。 介護等は職員にかかる負担も大きいので、自殺対策研修の中で、抱え込みがちな問題や困った時の相談先、ストレスへの対処法に関する情報をあわせて提供することで、職員への支援の充実に向けた施策になる。	業務係	基2-1
保健福祉課	ゲートキーパー研修	民生児童委員、保健推進委員などの関連団体や職域を対象として研修を行い、自殺予防対策の普及啓発をはかる。	町民に身近な団体や相談対応を行う職員などが研修を受けることで、必要時には他の支援機関につなぐなど、気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになることを目的とする。	健康推進係	基2-1 基2-2

基本施策3 住民への啓発と周知

1. こころの健康づくり・生きる支援についての知識の普及・啓発 2. 住民向け講演会・イベント等の開催 3. 居場所づくり

課名	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた実施内容	担当係	項目別
町民課	交通安全教室	幼年者、学齢者、高齢者という階層ごとに講話やビデオ、実際の路上での指導等の内容で開催	幼児や児童生徒、高齢者を対象に交通安全教室を実施することにより、人生の各ステージにおいて命の大切さについて理解の促進をはかる。	生活安全係 (標茶町交通安全運動推進協議会)	基3-1
保健福祉課	健康まつり	各コーナーで、測定など気軽に健康チェックすることで町民が自分の健康について考える機会とする。	測定や体験コーナーをとおして自分自身の体調を把握し、食生活等に関する知識を得ることで心身の健康に留意できる。また、精神保健をテーマにしたコーナーや健康相談を実施し、リーフレット等を配布する。	健康推進係	基3-1
保健福祉課	総合住民健診(特定健診等各種がん検診、歯周病検診他)保健指導	健康診断の実施、保健指導が必要な方には個別で結果説明の実施	身体の健康チェックを行い、今後心身ともに健康でいられるように指導・助言等を行う。健康問題からくる不安や悩みに対する相談を行い、必要な場合は関係機関につなぐ。	健康推進係	基3-1
保健福祉課	マイナス5歳ヘルスアップ教室	生活習慣病の進行を予防し、動脈硬化に基づく疾病を防ぐために運動や栄養に関する知識を学習する。	生活習慣病が進行することで、自立した生活を送ることが困難になり、日常生活に支障をきたすことで自殺のリスクが高まる。生活習慣病を予防する知識を普及することで、問題の早期対応につなげることができる。	健康推進係	基3-1
保健福祉課	パパママ教室	年3回助産師、保健師、管理栄養士による保健指導と栄養の講話	安全な妊娠期間をたどるために必要なことがわかり、出産のための準備や心構えができる。また、同じ週数にある妊婦同志が交流することで、悩みや不安を話し合うことができる。	母子保健係	基3-1
保健福祉課	乳幼児健診(4・7・12か月児、1.6歳児、3歳児健診)	乳幼児の成長発達を評価し、疾病の早期発見、養育者の育児困難や不安感を把握し、必要な支援につなげる。	全乳幼児とその養育者に会える機会であり、課題があれば必要な関係機関につなげるなど自殺リスクの軽減を図る。	母子保健係	基3-1
保健福祉課	離乳食学習会	離乳食が始まる前の3～5か月児を対象に、離乳食の進め方について講話・調理実習を行う。	乳幼児の食事に関する不安や悩みは大きな負担にもなり得る。教室に参加することで、その不安や悩みを低減し、問題の早期発見、早期対応につなげることができる。	母子保健係	基3-1
保健福祉課	赤ちゃんふれあい体験事業	町内の中学生を対象に、実際に赤ちゃんと接しその子の母の体験談を聞くことで、命の大切さや子育てについて考える機会をもつ。	学校との連携事業により、お父さん、お母さんと赤ちゃんに協力してもらい、直接、妊娠出産、育児の話をつくことで、命の大切さ、父性、母性について学ぶ。	母子保健係	基3-1

課名	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた実施内容	担当係	項目別
やすらぎ園	いきるための支援資料の展示	関係する支援の資料を施設内に展示	来所者が手に取る機会を増やすため、相談先一覧のリーフレットを玄関等に掲示する。また、手に取りやすい表示を検討する。	庶務係	基3-1
図書館	図書展示	テーマ別図書コーナーの設置	「いじめ」「自殺」「介護」など自殺の原因となりがちな題材での関連図書のコーナーを設け、自殺防止の啓発をすすめる。	図書館 奉仕係	基3-1
図書館	バスファインダーの作成	テーマ別バスファインダーの作成	「いじめ」「自殺」「介護」などの関連図書についてのバスファインダーを作成し、悩み解決の手助け、また相談先の情報提供につなげる。	図書館 奉仕係	基3-1
保健福祉課	保健推進委員会	全体活動、地区活動	地域で活動をするなかで、支援を必要とする人がいたときには必要な相談先につなぐ。ゲートキーパー研修を受講し、身近な人の悩みを傾聴し、必要時関係機関につなぐことができる。	健康推進係	基3-2
保健福祉課	食生活改善協議会事業	親子料理教室や生涯骨太クッキング等、各地域で調理実習や講話を実施	食生活に問題や悩みを抱えていることで、日常生活に支障をきたし、自殺のリスクが高まる。食に関する知識を普及することで、問題の早期対応につなげることができる。	健康推進係	基3-2
保健福祉課	健康教育	依頼者の希望やタイムリーな話題をテーマに健康づくりに関する学習会を実施する。	精神保健をテーマにした健康教育を実施することで、住民への知識の普及につながる。	健康推進係	基3-2
教育委員会 社会教育課	文化活動支援事業 「文化バスの運行」	近隣市町村で開催される文化芸術事業の鑑賞機会を提供する。	町民の生活意識や価値観の多様化にあわせ、ゆとりや心の豊かさ、「笑い・感動・喜び」をもたらす講演会等の開催支援や、文化芸術鑑賞の機会を提供することで、人との交流をはかり心豊かで生きがいを持つ生活に資する。	社会教育係	基3-2
教育委員会 社会教育課	文化活動支援事業 「標茶町文化講演会支援事業」	標茶町文化講演会実行委員会に運営支援を行い、芸術文化活動の促進をはかる。	町民の生活意識や価値観の多様化にあわせ、ゆとりや心の豊かさ、「笑い・感動・喜び」をもたらす講演会等の開催支援や、文化芸術鑑賞の機会を提供することで、人との交流をはかり心豊かで生きがいを持つ生活に資する。	社会教育係	基3-2
教育委員会 社会教育課	町民憲章推進書道展	「標茶町町民憲章」の普及、推進を目的に開催する。	標茶町町民憲章を普及することで、その理念に基づいた活動を促進し、個々の生きる力を育む。	社会教育係	基3-3
教育委員会 社会教育課	標茶町スポーツ・文化表彰	スポーツ・文化活動において優秀な成績を収めた個人及び団体とそれら選手の指導者、又はスポーツ・文化の発展、普及に功績をあげた方を対象に表彰を行う	生涯学習事業を通して自己肯定感やコミュニケーション能力を高めることにより、自他ともに認めあえる経験をすることで生きる力を育む。	社会教育係 スポーツ係	基3-3
教育委員会 社会教育課	標茶町駅伝競走大会	7区間を継走する 小学生～一般男女の部 ハーフマラソンの部	生涯学習事業を通して自己肯定感やコミュニケーション能力を高めることにより、自他ともに認めあえる経験をすることで生きる力を育む。	スポーツ係	基3-3
教育委員会 社会教育課	標茶町スケート大会	標茶町内の幼児から一般までを対象とし、厳しい冬の寒さをスポーツで克服と地域住民の親睦と交流を図る	生涯学習事業を通して自己肯定感やコミュニケーション能力を高めることにより、自他ともに認めあえる経験をすることで生きる力を育む。	スポーツ係	基3-3
教育委員会 社会教育課	標茶町アイスホッケー大会	冬期間の運動不足を解消する機会として、運動の日常化を図る。	生涯学習事業を通して自己肯定感やコミュニケーション能力を高めることにより、自他ともに認めあえる経験をすることで生きる力を育む。	スポーツ係	基3-3
教育委員会 社会教育課	さわやかランニング教室	合宿中の実業団や大学選手の協力を得て、一流の選手たちから正しい知識と技術の習得を図る	生涯学習事業を通して自己肯定感やコミュニケーション能力を高めることにより、自他ともに認めあえる経験をすることで生きる力を育む。	スポーツ係	基3-3
教育委員会 社会教育課	体育施設開放事業 「学校体育施設開放事業」	地域サークルの健康・体づくりの拠点として、学校の協力により実施する	多くの住民が気軽にスポーツや軽運動に親しみ実践できる環境づくりを行うことで、生涯学習の推進と社会参加を促進する。	スポーツ係	基3-3
教育委員会 社会教育課	体育施設開放事業 「一般体育施設の開放」	スポーツ施設の管理運営にあたり利用者の様々なニーズに応えられるようサービスの向上に努める	多くの住民が気軽にスポーツや軽運動に親しみ実践できる環境づくりを行うことで、生涯学習の推進と社会参加を促進する。	スポーツ係	基3-3
教育委員会 社会教育課	健康づくり運動指導	介護予防教室及び生活習慣病予防教室OB会への指導を支援する	健康の維持や介護予防のための体操やレクリエーション等を通して参加者同士の仲間づくりを支援することで、居場所づくりに資する。	スポーツ係	基3-3
公民館	文化関係事業	・町民ふれあい農園での家庭菜園づくり ・文化祭の開催 ・写真展の開催	文化活動の中で、家庭のさまざまな問題状況を把握し、必要に応じて適切な支援先につなぐなどの対応や相談先の情報提供ができる。	公民館	基3-3
公民館	公民館講座	文化活動及びスポーツ活動の推進	子供から高齢者まで幅広く設定しており、健康面の相談や趣味等を持つ機会の提供により、人とのふれあい居場所づくりの場となる。	公民館	基3-3
公民館	公民館たより発行	地域情報の発信 月1回	公民館講座や地域活動、町のイベント等の情報を発信することにより、交流の場や生活支援等の周知もでき、悩み解決につながる可能性がある。	公民館	
図書館	絵本の読み聞かせ、人形劇等	・絵本の読み聞かせ ・児童対象の集會行事の開催	本を介在とした親子のふれあいを通し、子育てでや生きることの楽しさを伝える。	図書館 奉仕係	

基本施策4 自殺未遂者等への支援の充実

1. 医療と地域の連携体制の構築と強化 2. 相談体制の充実

課名	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた実施内容	担当係	項目別
保健福祉課	釧路地域うつ・自殺ネットワーク会議(釧路保健所事業)	釧路保健所管内の自殺予防対策に関する行政、医療、消防、警察、労働、教育等に関する各機関及び関係団体等で構成。効果的な自殺予防の推進をはかる。	自殺予防対策に関する各機関の役割や活動等について情報交換を行い、自殺に関する地域の実態や課題を共有することで、釧路管内の地域の自殺の実態を把握することができ、支援の方向性を考えることができる。	健康推進係	基4-1
保健福祉課	こころの健康相談(釧路保健所事業)	こころの悩みを抱えた本人や家族に対し、精神科医(月1回)や保健師(随時)が専門的相談を受ける。釧路保健所で実施している。	自殺念慮に追い込まれた方のさまざまな不安や生活上の悩みに対して、精神科医および保健師が適切なアドバイスや支援を行うことができる。	健康推進係	基4-2 基5-1
保健福祉課	健康相談	毎週月曜日を健康相談としているが、電話や来所相談を随時実施	自殺リスクの高いものに対して、必要な助言や適切な支援先へつなぐ等の対応ができる。	健康推進係	基4-2 基5-1 重1-2 重2-1

基本施策5 自死遺族等への支援の充実

1. 遺族等が安心して思いを語れる場や機会の確保

課名	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた実施内容	担当係	項目別
保健福祉課	こころの健康相談(釧路保健所事業)	こころの悩みを抱えた本人や家族に対し、精神科医(月1回)や保健師(随時)が専門的相談を受ける。釧路保健所で実施している。	自殺念慮に追い込まれた方のさまざまな不安や生活上の悩みに対して、精神科医および保健師が適切なアドバイスや支援を行うことができる。	健康推進係	基4-2 基5-1
保健福祉課	健康相談	毎週月曜日を健康相談としているが、電話や来所相談を随時実施	自殺リスクの高いものに対して、必要な助言や適切な支援先へつなぐ等の対応ができる。	健康推進係	基4-2 基5-1 重1-2 重2-1

基本施策6 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

1. SOSの出し方に関する教育の実施 2. SOSの出し方に関する教育の推進に向けた連携の強化

課名	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた実施内容	担当係	項目別
教育委員会指導室	いじめ根絶1学校1運動	いじめの未然防止の観点で、児童生徒が主体的に取り組む活動	いじめが原因で、不登校に陥ったりしないように一人一人が認め合い、支えあえるようにする学校づくりを児童生徒が主体となって進めていく。	指導室	基6-1
教育委員会指導室	標茶町いじめ根絶こども会議	・町内の各小中学校における1学校1運動の取組を交流 ・テーマに沿った意見交流	いじめは自殺の要因となる大きな問題であるため、「標茶町がいじめのない町になるために自分たちでできること」について交流し、各学校・地区での取り組みにつなげられるようにする。	指導室	基6-1
教育委員会指導室	人権教室	人権擁護委員による人権教室	小中学生に対して人権擁護委員による人権教室等を実施し、互いを認めあうこころの醸成を通して、いじめ防止の啓発をはかる。	指導室	基6-1
教育委員会指導室	自殺予防教育プログラムの実施	小学校高学年～中学校における授業展開	「援助希求態度の育成」「早期の問題認識(心の健康)」「ストレス対処能力の育成」の3点について保健体育や特別活動等の時間を活用して学習する。	指導室	基6-1
教育委員会指導室	自殺予防に関する取組に対する職員研修	「児童生徒の自殺を予防するためのプログラム」等に基づく研修	教職員向け研修の中で自殺問題や支援先等に関する情報を提供することにより、子どもの自殺リスクに直面した際の対応と支援について、理解を深めてもらう機会となるようにする。	指導室	基6-2

重点施策 1 高齢者

1. 包括的な支援のための連携の推進
2. 高齢者の健康不安に対する支援
3. 高齢者支援に関わる方への研修や情報提供など
4. 高齢者の社会参加の支援と孤独・孤立の予防

課名	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた実施内容	担当係	項目別
地域包括支援センター	地域ケア会議推進事業	地域ケア会議(個別ケア会議の開催)	地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、地域ケア会議等で共有することで、自殺対策のことも念頭にいた対応ができる。また、適切な支援先へとつなぐことで関係者間での連携強化がはかれる。	業務係	重1-1
地域包括支援センター	権利擁護の仕組みづくり	成年後見制度等権利擁護に関する相談を受けるとともに制度の説明や安心サポートセンターへの情報提供を行う	認知症や精神障がい、知的障がいにより判断能力が低下し、不安を抱える方の中には、自殺のリスクが高い方も含まれる場合があり、相談などを行う中で適切な支援へとつなぐための機会となり得る。	業務係	重1-1
地域包括支援センター	認知症施策総合推進事業	認知症の方及び家族に対する適切な支援の実施。医療機関、介護サービス事業所等の連携・調整	認知症に関する相談対応から、本人・家族等を支援し、介護負担等の様々な問題を察知し、適切な支援先へとつなぐ接点(生きることへの包括的支援)にもなり得る。	業務係	重1-1
保健福祉課	高齢者等住宅改修費の助成	重度の身体障害者の在宅生活上において支障となる箇所を改修することにより、日常生活の向上を目的とする。	本人または介護する家族に対する費用の補助を行うことにより、在宅生活に不安を有する本人または家族介護者に対し、経済的不安によるリスクの低減に資する可能性がある。	社会福祉係	重1-2
保健福祉課	緊急通報システムの設置	単身で暮らす高齢者等の世帯に対し、緊急通報装置を設置することにより安心した生活を確保することを目的とする。	体調の変化や心理面の不調など、何らかのリスクに気づくことができる可能性があり、対象者の早期発見と支援になることが期待される。	社会福祉係	重1-2
保健福祉課	介護苦情相談窓口	介護サービス全般における苦情対応	介護サービス事業所やサービス内容についての苦情を受け付け、傾聴し、必要であれば事業所に対する指導を行い、利用者の心身の負担を軽減する。	介護保険係	重1-2
保健福祉課	介護相談窓口	介護に関する相談全般について取り扱う	自宅で介護することへの不安、自分自身の生活の不安のほか老老介護、介護疲れ等の相談対応により、本人や介護者の不安を取り除くよう取り組みを進める。	介護保険係	重1-2
保健福祉課	健康相談	毎週月曜日を健康相談としているが、電話や来所相談を随時実施	自殺リスクの高いものに対して、必要な助言や適切な支援先へとつなぐ等の対応ができる。	健康推進係	基4-2 基5-1 重1-2 重2-1
保健福祉課	家庭訪問	居宅を訪問し、生活状況を把握して相談に応じる。	対象の家庭に向くことで、本人も家族も安心して相談ができ見守ることができる。また、生活面や健康面の不安の早期把握ができる。	健康推進係	重1-2 重2-1
保健福祉課	介護予防把握事業	65歳以上の高齢者への基本チェックリストの実施(介護認定者を除く)	介護が必要な状態にないかを把握し、把握した情報のなかで悩みなどがあれば必要な支援につなぐ。	健康推進係	重1-2
地域包括支援センター	総合相談業務(包括的支援事業)	地域包括支援センターにおいて初期段階からの相談支援	高齢者及び家族に対する介護保険等の各種相談対応を行うことで、高齢者及び家族の情報を最初にキャッチできる窓口となり得る。必要に応じ、訪問等を行い、高齢者等の生活と介護の状況を把握することで、自殺のリスクを抱えている可能性の有無についても把握できる。	業務係	重1-2
地域包括支援センター	介護予防把握事業(生活支援コーディネーター訪問)	85歳以上の高齢者への基本チェックリストの実施(介護認定者を除く)	介護が必要な状態にないかを把握し、把握した情報のなかで悩みなどがあれば必要な支援につなぐ。	業務係	重1-2
地域包括支援センター	認知症サポーター養成講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成する。	認知症の家族にかかる負担は大きく、介護の中で共倒れとなったり、心中が生じたりする危険もある。サポーターがそうしたリスクの早期発見と対応等、気づき役としての役割を担えるようになる可能性がある。	業務係	重1-3
保健福祉課	除雪援助(福祉除雪)	自力で除雪することが困難な高齢者世帯等に除雪の援助を行うことにより、生活の安定と福祉の向上を目的とする。	体調の変化や心理面の不調など、除雪を行うタイミングで何らかのリスクに気づくことができる可能性があり、対象者の早期発見と支援になることが期待される。	社会福祉係	重1-4
保健福祉課	老人クラブ活動運営費補助金	本町における老人の自主的グループ活動の推進を支援するため、運営補助金を支給する。	体調の変化や心理面の不調など、メンバー同士で何らかのリスクに気づくことができる可能性があり、対象者の早期発見と支援になることが期待される。	社会福祉係	重1-4
保健福祉課	敬老会の助成	各地域において開催される敬老会に対し、開催費用の一部を助成する。	体調の変化や心理面の不調など、敬老会案内や敬老会実施のタイミングで何らかのリスクに気づくことができる可能性があり、対象者の早期発見と支援になることが期待される。	社会福祉係	重1-4
保健福祉課	高齢者事業団訪問開拓員設置補助金	高齢者に適した就労の機会が開拓され、その機会の増大を図るため補助金を支給する。	高齢者であっても就労することにより収入面での不安が解消される可能性があり、また、メンバー同士で何らかのリスクに気づくことができる可能性があり、対象者の早期発見と支援になることが期待される。	社会福祉係	重1-4
保健福祉課	アクティブシニア教室	介護が必要になる状況を予防するだけでなく、セカンドライフを前向きにとらえ、さまざまな活動を意欲的に取り組むことができることを目的とする。	運動機能の低下や閉じこもり等フレイルがすすむことでうつや自殺のリスクが高くなる可能性がある。教室に参加することで、リスクを下げたり、問題の早期発見・早期対応につなげることができる。	健康推進係	重1-4
保健福祉課	はつらつ料理教室	低栄養を予防するための知識を、調理すること、食べることを通じて、自立した生活が継続できるよう地域全体に広く支援していく。	食べる量の低下や一人暮らしによる食の偏りなど、食に問題があり、日常生活に困難を抱えている人もいられる。教室に参加することで、調理すること食べることを通じて食の支援に対応することができる。	健康推進係	重1-4

課名	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた実施内容	担当係	項目別
ふれあい交流センター	給食宅配事業	毎週1回管理栄養士の作成した献立に沿った食事の提供(火曜日または木曜日)と合わせ安全確認を実施している。	食事の摂取状況(食欲・食べ残し)や宅配時の様子から、問題点を発見し支援につなげていける可能性がある。	総務係	重1-4
地域包括支援センター	ちょっとした困りごと支援事業	介護保険では対応できない日常生活上の困りごとを支援	高齢者等のボランティアがお助け隊として、介護保険の認定等を受けた方が自宅において活動することにより自殺のリスクを抱えている高齢者等の早期発見、対応、見守りが図られる。	業務係	重1-4
保健福祉課	老人施設入所措置	在宅で介護を受けることのできない高齢者を養護老人ホームに入所させることによって高齢者福祉の向上を目的とする。	加齢や経済面により不安のある在宅高齢者を養護老人ホームに入所させることにより、自殺リスクを低減させることができる。	社会福祉係	
保健福祉課	要介護認定調査	要援助者、家族等への聞き取り	要介護認定における聞き取り調査を行い、日常生活を送る上での苦勞や悩みを聞き取ることで、本人、家族の心理的な軽減を図る。	介護保険係	
保健福祉課	介護保険被保険者証の発行	65歳を迎えた方へ被保険者証及び介護のポケットハンドブックを送付する。	日常生活に不安を持ち始める年齢となるが、介護保険により社会全体で生活を支える制度があることを周知し、何かあれば相談ができることを理解していただく。	介護保険係	
地域包括支援センター	地域包括支援センターの運営	介護予防支援事業所(第1号)の運営	要支援認定者及び事業対象者のケアプランの作成、ケース支援の実施にあたり、本人及び家族との面談、相談を行い、その際自殺対策のことも念頭において、問題の早期発見・対応につなげることができる。	業務係	
やすらぎ園	施設への入所相談	やすらぎ園への入園手続き中に困りごとがないか話をし、察知できるように機会を増やす。	入所手続きの中で、当人や家族等と接触の機会があり、問題状況等の聞き取りができれば、家庭での様々な問題について察知し、その場での相談や必要な支援先につなげることができる。	業務係 生活相談係	

重点施策2 生活困窮者

1. さまざまな課題を抱える相談者の支援と関係機関の連携
2. 生活支援の充実
3. 悩みを抱えやすいリスクのある人の孤立を防ぐ居場所づくり

課名	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた実施内容	担当係	項目別
総務課	無料法律相談(全道一斉ずらん法律相談)	弁護士による無料法律相談	借金、離婚、相続、遺言、不動産、消費者問題など相談者が抱えている問題について、弁護士による法律相談を受けることにより適切な支援につなげる機会となり得る。	庶務係	重2-1
町民課	人権に関する相談	人権擁護委員による特設人権相談所の設置	離婚相談などの家庭内問題やいじめ、隣近所のもめごとなどの相談を実施し、関係機関の紹介や相談内容に応じた連携支援を行うことで自殺リスクの軽減に寄与する。	生活安全係	重2-1
町民課	税賦課徴収及び滞納整理事務	税についての相談および納税相談	税についてのさまざまな相談を行う住民の中には生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にある人もいることから、そうした相談を支援のきっかけとらえ、適切な支援の窓口へつなぐ体制をつくる。	税務係	重2-1
保健福祉課	国民年金事業	障がい年金相談 年金保険料免除相談	障がいや失業など深刻な悩みを抱える住民の相談窓口を通じ、自殺リスクの高い住民の早期発見に努めるとともに、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	国保年金係	重2-1
保健福祉課	民生児童委員協議会運営補助金及びその事務	民生委員・児童委員による地域の相談・支援等を実施する。	身近な相談役として住民の様々な悩みの相談を受けることができることから、地域の最初の窓口として機能し得る。	社会福祉係	基1-1 重2-1
保健福祉課	障がい者相談支援事業	障がい者等の様々な相談に応じ、必要な情報提供や助言を行う。	障がいを抱えて生活している方は、生活上様々な困難に直面する中で自殺リスクが高まる場合も想定され、専門相談員によるアドバイスによって適切な支援先に繋ぐなどが期待される。	社会福祉係	重2-1
保健福祉課	身体・知的障がい者相談員	行政より委託した障がい者相談員による相談業務	障がいを抱えて生活している方は、生活上様々な困難に直面する中で自殺リスクが高まる場合も想定され、相談員によるアドバイスによって適切な支援先に繋ぐなどが期待される。	社会福祉係	重2-1
保健福祉課	生活困窮者自立支援事業	生活相談支援センターへの相談	様々な理由により生活に困っている方に対し、経済的自立、日常生活自立、社会生活の自立をはかるため、生活相談支援センターにつきま状況に応じた支援を受けられるよう支援する。	社会福祉係	重2-1
保健福祉課	生活保護に関する相談	生活困窮者に対する生活保護申請や就労支援相談	相談者やその家族が抱える問題を把握し、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	社会福祉係	重2-1
保健福祉課	介護保険料(滞納整理)	介護保険料未納者への対応	高齢者には年金受給額が少なく、生活に困窮している方も多い。介護保険料は免除ではないが、支払方法の相談を進め、経済的に不安がなくなるようすすめる。 あわせて、未納者へは介護サービス利用時に給付制限等がかかるが、確認書、履行確約書等により可能な限り給付制限がかからないよう協力を求めている。	介護保険係	重2-1
保健福祉課	健康相談	毎週月曜日を健康相談としているが、電話や来所相談を随時実施	自殺リスクの高いものに対して、必要な助言や適切な支援先へつなぐ等の対応ができる。	健康推進係	基4-2 基5-1 重1-2 重2-1
保健福祉課	家庭訪問	居宅を訪問し、生活状況を把握して相談に応じる。	対象の家庭に向向くことで、本人も家族も安心して相談ができ見守ることができる。また、生活面や健康面の不安の早期把握ができる。	健康推進係	重1-2 重2-1

いのちを支える標茶町自殺対策計画

課名	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた実施内容	担当係	項目別
観光商工課	求人情報提供事業	ハローワークから提供される町内を含む管内の求人情報を役場1階ロビーで公開する。	就労支援により、安定的な生活に繋がる。	観光商工係	重2-1
建設水道課	上下水道料金の賦課徴収事務	料金滞納者に対する料金徴収事務	問題を抱えて生活難に陥っている家庭に対し、ほっとらいう制度等の情報、相談先の提供ができる。	水道管理係	重2-1
建設水道課	公営住宅(家賃の滞納)	公営住宅の使用料滞納の抑止と収納率の向上を図るため、定期的に連絡、通知を行う。	公営住宅の入居者や入居申込者は生活困窮や低収入など生活面で困難を抱えていることが少なくなく、家賃滞納者の中には、生活面で深刻な問題を抱えている、困難な状況に陥りやすくなる可能性が高い。相談者から状況の聞き取りを行い、担当課との調整をすすめる。	住宅都市計画係	重2-1
町立病院	医療相談	入院中の患者や家族の生活上の不安や悩み、利用できる医療や介護、社会保障制度について相談に応じる。	患者や家族などの相談や情報から、問題状況を把握し必要に応じて適切な支援先につながる等の対応や相談先の情報提供ができる。	医療相談係	重2-1
農業委員会	農地移動適正化あっせん事業	農業振興地域内の農用地等の所有権移転、使用及び収益を目的とする権利の設定・移転についてあっせんを行い、農業経営の規模拡大、農地の集団化、その他農地保有の合理化を図る。	農地の権利移転申し出理由の中には経済的困窮の可能性もあることから、問題を抱えている場合には適切な窓口につなげるなど、関係機関との情報の共有と連携により支援を行う。	振興係 農地係	重2-1
町民課	ごみ処理手数料の減免に関すること	生活保護世帯、町民税非課税世帯、母子家庭、満65歳以上の高齢者世帯または障害者世帯の町民税均等割のみの世帯に、6か月を経過するごとにごみ証紙を交付する。	手続きの際、当事者や家族等と対面して対応する機会を活用することで、ごみの分別等で困っていないかなど問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	環境衛生係	重2-2
保健福祉課	家族介護用品支給	在宅の寝たきり高齢者等を抱える家族等に対し、介護保険給付以外の介護用品に要する経費の一部を補助する。	介護する家族に対する費用の補助を行うことにより、介護不安を有する家族介護者に対し、経済的不安によるリスクの低減に資する可能性がある。	社会福祉係	重2-2
保健福祉課	低所得者世帯の生活援助(ほっとらいう)	低所得者世帯に対し暖房費や水道代の費用の一部を助成し、生活の安定を図ることを目的とする。	低所得者世帯に対し暖房費や水道代の費用の一部を助成することにより、生活の安定を図ることが期待され、経済的不安によるリスクの低減に資する可能性がある。	社会福祉係	重2-2
保健福祉課	インフルエンザワクチン接種費用助成	1〜18歳未満、18歳以上で高校在学中の者を対象にインフルエンザワクチン接種費用の一部または全額助成する	申請者の中には生活保護受給者等もあり、生活苦や日常生活上の困難を抱えている可能性がある。申請の際に面談することで、問題の早期発見・早期対応につながる可能性がある。	健康推進係	重2-2
保健福祉課	インフルエンザ・高齢者肺炎球菌・新型コロナウイルス関連事務	本人または家族等から申し込みを受け、予防接種を実施。町民税非課税世帯、生活保護世帯への助成を行う。	インフルエンザワクチン、高齢者肺炎球菌ワクチン、新型コロナウイルスの費用を助成することにより、罹患による重症化を防ぎ健康増進をはかる。町民税非課税世帯、生活保護世帯には無料で接種できるよう支援することで接種機会の拡大をはかり、経済的不安によるリスクの低減に資する。本人や家族から申し込みを受ける際に面談する機会となり早期発見・早期対応のきっかけとなる可能性がある。	健康推進係	重2-2
観光商工課	中小企業振興融資貸付事業	中小企業の育成のため、低利による町特別融資制度を運用し、中小企業の経営安定を図る。	融資を行うことにより、中小企業の経営安定を図ることができるため、経営難による経営者の自殺対策となり得る。	観光商工係	重2-2
観光商工課	特殊検診費用助成	振動病の発症防止のため、特殊健康診断を実施する事業主に対し、検診料の一部を助成し、労働者の福祉向上を図る。	職業病の予防対策を施し、生活が困難な状況に陥らないための対策が図られる。	観光商工係	重2-2
観光商工課	冬期雇用対策事業	季節労働者の冬期間及び春先の失業期間の雇用促進を目的に公共施設の維持管理の事業を実施	季節労働者の生活の安定を図り、生活が困難な状況に陥らないための対策が図られる。	観光商工係	重2-2
教育委員会 管理課	就学援助と特別支援教育就学奨励費補助に関する事務	・経済的理由により、就学が困難な児童生徒の保護者に対し、給食費や学用品費等を補助する。 ・特別支援学級在籍者に対し、就学奨励費の補助を行う。	・就学に際して経済的困難を抱える児童生徒は、その他にも様々な問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えている可能性がある。 ・学校からの制度の周知文書や申請書の配布を行う際に、相談先の一覧等のリーフレットを配布することで情報提供の機会にもなる。	学校教育係	重2-2
地域包括 支援センター	家族介護慰労金	在宅において要介護4・5の方を介護している方に対し、日頃の介護に対する慰労として慰労金を支給(1年間18万円)	介護をしている家族にかかる精神的、経済的負担は大きく、介護の中で共倒れとなったり心がしじたりする危険もある。慰労金を支給することで、経済的支援が図られ、自殺等のリスクの早期発見と早期対応となりうる可能性がある。	業務係	重2-2
保健福祉課	障がい者地域活動支援センター運営事業	障がい者等が自立した日常生活を営むことができるよう、創作活動又は生産活動の機会を提供し、社会参加の促進を図る。	障がい者等を抱えている方は、生活上様々な困難に直面する中で自殺リスクが高まる場合も想定され、その中で障害者等の日中の居場所を提供し職員の見守りや変化の察知が可能となることが期待される。	社会福祉係	重2-3
保健福祉課	精神障がい者社会復帰施設等通所交通費の助成	在宅精神障がい者の社会復帰の通所に係る交通費を助成することにより、在宅福祉の向上を図る。	在宅精神障がい者が社会復帰施設等に通所することを促進することにより、事業所スタッフからの支援や相談を通じて本人や家族の負担軽減を図ることのほか、生きがいづくりにもつながる可能性があり、自殺リスクの軽減に寄与することができる。	社会福祉係	重2-3
保健福祉課	地域生活支援事業	ショートステイを活用し、障がい者(児)の状態を把握するとともに、介護者の負担軽減を図る。	ショートステイの機会を活用し、障がい者(児)の状態把握を行うことで、虐待等の危険を早期に発見するための機会になり得ると同時に、自殺リスクへの早期対応につながる。また、介護の負担を軽減するという意味で、支援者への支援としても位置付け得る。	社会福祉係	重2-3
保健福祉課	タクシー料金の助成	視覚、下肢等に障がいや有している重度心身障がい者を対象に、タクシー料金の一部を助成することにより、在宅福祉の向上を図る。	自宅に閉じこもりがちである重度心身障害者の外出機会が増進され、自殺リスクの軽減に寄与することができる。	社会福祉係	重2-3
保健福祉課	訓練等給付費	共同生活援助・就労継続(A型・B型)・就労定着支援 等	介護は本人や家族にとって負担が大きく、最悪の場合、心中や殺人につながる危険性がある。就労や共同生活などの支援や相談を通じて本人や家族の負担軽減を図ることで、自殺リスクの軽減に寄与することができる。	社会福祉係	重2-3
保健福祉課	難病患者通院交通費の助成	特定疾患の患者に対し、通院交通費を助成することにより、対象者の経済的負担と早期治療の促進が図られる。	特定疾患患者に対し通院費の助成を行うことにより、生活の安定を図ることが期待され、経済的不安によるリスクの低減に資する可能性がある。	社会福祉係	重2-3
保健福祉課	在宅療養支援事業(訪問看護交通費の助成)	訪問看護を受ける者に対し、訪問看護にかかる交通費の一部を助成する。	訪問看護を受ける在宅療養者及び家族は医療のみならず日常生活において問題を抱えている可能性がある。訪問看護ステーションとの連携により課題を共有し支援の充実を図る。	健康推進係	重2-3

課名	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた実施内容	担当係	項目別
保健福祉課	国民健康保険に関すること	国民健康保険事業に関する事務。おもに国民健康保険加入喪失に関する手続きを行う。	手続きの際、当事者や家族等と対面に対応する機会を活用することで、失業など課題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	国保年金係	
保健福祉課	(障がい)介護給付費	居宅介護・短期入所・療養介護・生活介護・施設入所支援 等	介護は当人や家族にとって負担が大きく、最悪の場合、心中や殺人につながる危険性がある。支援や相談を通じて当人や家族の負担軽減を図ることで、自殺リスクの軽減に寄与することができる。	社会福祉係	
保健福祉課	身体障害者更生医療給付	身体障害者に更生医療を給付することにより、失われた機能の向上・回復を目的とする。	身体障害者に対し医療費の助成を行うことにより、生活の安定を図ることが期待され、経済的不安によるリスクの軽減に資する可能性がある。	社会福祉係	
保健福祉課	身体障害者補装具給付	身体機能の失われた部分を補う福祉用具を給付、または修理することにより、自立した生活を図ることを目的とする。	身体障害者に対し身体機能を補う補装具を給付することにより、自立した生活を送ることが達成され、生活の不安などの悩みが軽減されることが期待される。	社会福祉係	
保健福祉課	在宅重度心身障害者日常生活用具給付	身体障害者が日常生活の利便を図るために必要な福祉用具を給付することにより、在宅福祉の向上を図ることを目的とする。	身体障害者に対し日常生活の利便が向上するための福祉用具を給付することにより、自立した生活を送ることが達成され、生活の不安などの悩みが軽減されることが期待される。	社会福祉係	

重点施策3 こども・若者

1. こどもや若者、保護者等を対象とする相談事業
2. こどもや若者の抱える課題に応じた個別支援や居場所づくり

課名	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた実施内容	担当係	項目別
保健福祉課	巡回児童相談に関すること	巡回児童相談の実施・調整 等	相談に際して、関係機関から自殺のリスクを未然に知ることができ、また、当事者や家族等と対面に対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	児童福祉係	重3-1
保健福祉課	特別児童扶養手当に関すること	特別児童扶養手当の相談など	相談、受付に際して、当事者や家族等と対面に対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	児童福祉係	重3-1
保健福祉課	妊婦相談	妊娠届受理・母子健康手帳の交付 妊婦健康診査受診票の発行 妊娠7か月相談	妊婦が安全な妊娠期を送り、出産の準備ができるよう保健指導を行う。本人、家族との面接やアンケートから支援が必要な妊婦に対して家庭訪問等を行い、妊娠期・育児期の悩みや不安を相談できる。	母子保健係	重3-1
保健福祉課	新生児訪問・産婦訪問	おおむね1か月以内の新生児の発達の確認と、産婦の健康確認と育児保健指導のために家庭訪問を行う。	産婦と新生児に家庭訪問を行い、産褥期、育児の悩みや不安などを相談することができる。マタニティブルーや産後うつの可能性のある産婦を早期に発見し、必要に応じて関係機関と連携して支援する。	母子保健係	重3-1
保健福祉課	産前産後サポート事業 (アウトリーチ型)	助産院マタニティアイに委託し、24時間対応で電話・メール相談を受ける。妊娠、出産、子育てについて、いつでも気軽に相談ができる体制	相談窓口の多様化により、悩みを相談する先を対象者が選べることで、孤立状態や不安の軽減につながる。また、継続して支援が必要な場合は、関係機関と連携できる体制をとっている。	母子保健係	重3-1
保健福祉課	産前産後サポート事業 (デイサービス集約型)	妊婦および産婦を対象に母親同士の仲間づくりを目的として、交流の機会を年3回実施する。	当事者同士のつながりをもつことで、孤立状態や不安の軽減を図る。事業に保育士、保健師が入ることで、個別に支援の必要な方の早期発見と対応に努める。	母子保健係	重3-1
保健福祉課	産後ケア事業	産後の母体の回復や心理的安定を促すために、母子を対象にケア(育児相談、母の休息、授乳ケア、食事の提供等)を提供する。	育児不安や支援者不足等で、疲れのある母親に対して、育児指導や休息時間の確保など直接的なケアを行うことで生きることの阻害要因を減らす。	母子保健係	重3-1
子ども発達支援センター	子ども発達支援事業	発達の遅れ、又は障がいのある児童とその家族に対して、療育指導及び相談支援を行う。	子どもの発達に必要な支援内容を検討、提供する他、保護者の気持ちに傾聴することで不安への気づきや育児負担の軽減を図りリスクの軽減につなげる。	子ども支援係	重3-1
教育委員会管理課	就学に関する事務 (特別支援教育)	特別に支援を要する児童生徒とその保護者に対し、関係機関と連携して対象児童生徒の障害の程度及び発達段階に応じたきめ細かな相談等を行う。	・特別な支援を要する児童生徒は、学校生活上で様々な困難を抱える可能性が想定される。 ・個々の状況に応じた支援を関係機関と連携・共有することで、困難を軽減させることができる。 ・児童生徒のみならず保護者に対する相談等にも応じることにより、保護者自身の負担軽減にも繋がる。	学校教育係	重3-1

課名	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた実施内容	担当係	項目別
保健福祉課	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等医療費の助成	保護者に対する相談対応を通じ、自殺リスクの高い保護者の早期発見と関係機関への紹介を行い、障がい児等を抱えた保護者に対する支援体制の強化を図る。	国保年金係	重3-2
保健福祉課	子ども医療費助成に関すること	大学生以下の子どもの医療費の自己負担分の助成を行う。	医療費の自己負担分の助成をすることにより子育てする親の負担や不安を緩和する。手続きの際、当事者や家族等と対面して対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。把握した内容により相談窓口を紹介する。	国保年金係	重3-2
保健福祉課	保育所業務に関すること	常設保育園、へき地保育所などによる保育・育児相談の実施など	入所申請や入所相談に際して、当事者や家族等と対面して対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。保育士などの情報の中で、保護者の悩みや自殺リスクを早期に発見し他機関へつなぐ等、保育士などが気づき役やつなぎ役としての役割を担える可能性がある。	児童福祉係	重3-2
保健福祉課	学童保育所に関すること	各地区学童保育運営委員会との運営委託	入所申請や懇談会など、当事者や家族等と対面して対応する機会を活用することで、悩みを抱えた子どもや保護者を把握する接点になり得る。	児童福祉係	重3-2
保健福祉課	みるくつく券助成に関すること	みるくつく券の支給	手続きの際、当事者や家族等と対面して対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	児童福祉係	重3-2
子育て支援センター	子育て支援事業 (子育てサロン、わんぱく、あそびのひろば)	子育て親子の交流の場の提供の他、子育て等に関する相談・援助、情報の提供	親子が他者と出合い交流する中で、支え合える関係を作り、孤立した子育て環境を防ぐことや子育て相談で育児不安の軽減を図り予防につなげる。	子育て支援係	重3-2
児童館	児童館運営事業	児童・生徒が交流を通して、人間関係の形成や社会性の発達を育む	児童厚生員が、遊びや会話の中から子どもの変化に早期に気づき、関係機関につなぐことで、問題の早期発見・早期対応となり得る。	児童館	重3-2
教育委員会 社会教育課	地域教育力推進事業 「地域子ども教室」	学童保育通所者、児童館来館者を対象とした、更正保護女性会、学童保育所指導者、児童館指導者、生涯学習アドバイザーとの交流	子どもの身近な居場所である学童保育や児童館、青少年関係団体による教室活動を通して、子どもの自己肯定感やコミュニケーション能力を高めることにより、自他ともに認めあえる経験をする中で生きる力を育む。地域ぐるみの子育て環境づくりを推進する。	社会教育係	重3-2
教育委員会 社会教育課	幼少年教育支援事業 「子どもの夢を育てるまつり」	(実行委員会主催) 駒が丘公園一帯を会場として各関係団体が連携し、幼児から小中学生向けのイベント	イベントをおし他者との交流から自己肯定感を高め生きる力を育む、また、子育てを地域社会全体で支援する意識を普及する。	社会教育係	重3-2
教育委員会 社会教育課	少年の主張大会	児童、生徒の日頃の体験又は考えを主張してもらい、健全な育成に役立てる。	児童生徒が互いの体験や考えを発表し聞くことで、自己肯定感や自他とも認めあえる経験ができて生きる力を育む。	社会教育係	重3-2
教育委員会 社会教育課	二十歳のつどい	新成人を祝う式典を開催。式典前には、町内の文化芸術団体によるアトラクションを開催	式典に参加することで、成人として社会的責任を自覚した行動をとるきっかけとなる場として、また、成人となったことを広く町民が祝い励ます場として運営することで、新しい役割を担う新成人の生きる力を育む。	社会教育係	重3-2
教育委員会 社会教育課	青年活動支援事業 「二十歳のつどい交流会実行委員会」	新成人が実行委員会を組織し、会場準備から当日の運営まで、全てを自分たちで行う。青年活動の新たな形として評価している。	新たな役割を担う青年活動を支援し、交流活動を促進することで生きる力を育む。	社会教育係	重3-2
教育委員会 社会教育課	幼少年事業 「しべちやアドベンチャースクール」	体験学習を通じた健全育成事業	体験と交流を通じて、コミュニケーション能力や自立心の向上をはかることで、豊かな人間性と自他ともに認めあえる生きる力を育む。	社会教育係	重3-2
教育委員会 社会教育課	小学生水泳教室	水に親しむ機会の提供基礎泳法の習得	生涯学習事業を通して自己肯定感やコミュニケーション能力を高めることにより、自他ともに認めあえる経験をする中で生きる力を育む。	スポーツ係	重3-2
教育委員会 管理課	奨学金に関する事務	育英資金貸付金制度に関する事務	・奨学金希望者の学生及びその保護者等と申請の受付時等において、家庭の状況やその他の問題等について相談を受ける機会となり、関係機関につなげる役割を担うことができる。 ・奨学金希望者の学生や保護者等に相談先の一覧等のリーフレットを配布することで、支援先の情報提供を行うことができる。	総務係	
教育委員会 管理課	震災児童生徒就学援助事業	震災の理由により就学が困難な児童生徒に対し、学用品費や給食費等を援助する。	援助の提供時等で保護者と相対する機会があれば、保護者の抱えている問題や生活状況等を把握するとともに、問題の状況に応じて関係機関につなぐことができる。	学校教育係	

参考資料

1. 改正自殺対策基本法（令和7年6月11日公布）

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）
第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）
第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）
第四章 協議会（第二十三条—第二十五条）
第五章 自殺総合対策会議等（第二十六条—第二十八条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、関係機関、関係団体その他の関係者の連携と協働により、社会的な取組として推進されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

6 自殺対策は、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術、人工知能関連技術等の適切な活用を図りながら展開されるようにするとともに、自殺の防止においては、インターネット等を通じて流通する自殺に関連する情報が及ぼす影響に関し適切な配慮がなされるようにするための取組の促進について特に留意されなければならない。

7 こどもに係る自殺対策は、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利利益の擁護が図られ、将来にわたって健康で心豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、社会全体で取り組むことを基本として、行われなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次条第一項及び第五条において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 こどもに係る自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その自殺の実態等を踏まえて適切かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間において緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る施策を推進しなければならない。

（地方公共団体の責務）

第三条の二 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（学校の責務）

第五条 学校は、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努めるものとする。

（国民の理解）

第六条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十六条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、及び困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発を行うとともに、自殺の防止等の観点から、心の健康の保持のための健康

診断、保健指導等の措置のほか、精神保健に関する知識の向上その他の当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、精神科医その他の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の確保、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の規定により整備する体制においては、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、自殺の発生を回避するための適切な対処を行う上で必要な情報が、当該対処を行う関係機関及び関係団体に対し迅速かつ適切に提供されるようにするものとし、そのために必要な措置が講じられなければならない。

3 国及び地方公共団体は、自殺の防止の観点から、自殺の助長につながるような情報、物品、設備等についてその適切な管理、配慮等に関して注意を促すために必要な措置を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切かつ継続的な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響、その生活上の不安等が緩和されるよう、当該親族等への総合的な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議会

（協議会の設置等）

第二十三条 地方公共団体は、第十九条及び第二十条の施策でこどもに係るものを実施するに当たっては、単独で又は共同して、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第六条第一項に規定する精神保健福祉センターをいう。）、医療機関、当該地域を管轄する警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者をもって構成する協議会（次項及び次条において「協議会」という。）を置くことができる。

2 前項の規定により協議会を設置する地方公共団体は、協議会において次条第一項の規定によりこどもの自殺の防止のための対処、支援等の措置に関し協議を行うときは、あらかじめ、協議会を構成する者に、当該協議を行う事項を通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。

（協議会の事務等）

第二十四条 協議会は、前条第一項に規定する施策を適切かつ効果的に実施するため、こどもの自殺の防止等について必要な情報の交換を行うとともに、必要な対処、支援等の措置に関する協議を行うものとする。

2 協議会は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関その他の関係者に対して、資料又は情報の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

3 内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の国の関係行政機関の長及び都道府県は、こどもの自殺の防止等に関し、協議会を構成する者の求めに応じて、必要な助言、資料の提供その他の協力をすることができる。

4 次の各号に掲げる協議会を構成する者の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又は当該者であった者

5 前条及び前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（罰則）

第二十五条 前条第四項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五章 自殺総合対策会議等

（設置及び所掌事務）

第二十六条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

（会議の組織等）

第二十七条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（必要な組織の整備）

第二十八条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条 自殺対策については、自殺に関する状況の変化、自殺対策に係る諸施策の実施の状況、自殺対策等に関する最新の知見その他社会経済情勢の変化を踏まえ、適宜、その在り方に関して検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直し等の措置が講ぜられるものとする

2. 自殺総合対策大綱の概要

「自殺総合対策大綱」（令和4年10月閣議決定）（概要）

- 平成18年に自殺対策基本法が成立。
- 同法に基づく「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策を推進。

現行：令和4年10月14日閣議決定
 第3次：平成29年7月25日閣議決定
 第2次：平成24年8月28日閣議決定
 第1次：平成19年6月8日閣議決定

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- ✓ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
 促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている
- ✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に運動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の数値目標

- ✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。
 （平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下）※令和2年：16.4

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

1

「自殺総合対策大綱」 < 第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要 >

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- 地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援
- 地域自殺対策推進センターへの支援
 - ・地域自殺対策推進センター長の設置の支援
 - ・全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援
- 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す

- 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施
 - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
- 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発
 - ・「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の普及
 - ・メンタルヘルスの正しい知識の普及促進

3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用
 - ・相談機関等に集約される情報の活用の検討
- 子ども・若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との運動
 - ・自殺等の事案について詳細な調査・分析
 - ・予防のための子どもの死亡検証(CDR; Child Death Review)の推進
 - ・若者、女性及び性的マイノリティの生きづらさ等に関する支援一体系の実態把握
- コロナ禍における自殺等の調査
- うつ病等の精神疾患の病態解明等につながる学際的研究

4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- 連携調整を担う人材の養成
- かかりつけ医、地域保健スタッフ、公的機関職員等の資質向上
- 教職員に対する普及啓発
- 介護支援専門員等への研修
- ゲートキーパーの養成
 - ・若者を含めたゲートキーパー養成
- 自殺対策従事者への心のケア
 - ・スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等を支援
- 家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援

5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
 - ・パワーハラスメント対策の推進、SNS相談の実施
- 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- 精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置
- 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等
 - ・自殺の危険性の高い人を早期に発見し確実に精神科医療につなげるよう体制の充実
- 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備
 - ・子どもの心の診療体制の整備
- うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策

7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

- 相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化
- ICT（インターネット・SNS等）活用
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進。
- インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化
 - ・自殺の誘引・勧誘等情報についての必要な自殺防止措置・サイバーパトロールによる取組を推進
 - ・特定個人を誹謗中傷する書き込みの速やかな削除の支援や人権相談等を実施
- ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援
- 性的マイノリティの方等に対する支援の充実
- 関係機関等の連携に必要な情報共有
- 自殺対策に資する居場所づくりの推進
 - ・オンラインでの取組も含めて孤立を防ぐための居場所づくり等を推進
- 報道機関に対するWHOガイドライン等の周知
- 自殺対策に関する国際協力の推進

2

「自殺総合対策大綱」 〈第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要〉

8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ

- 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実
- 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
 - ・自殺未遂者を退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制の整備
 - ・自殺未遂者から得られた実態を分析し、匿名でのデータベース化を推進
- 居場所づくりとの連動による支援
- 家族等の身近な支援者に対する支援
 - ・傾聴スキルを学べる動画等の作成・啓発
- 学校、職場等での事後対応の促進

9. 遺された人への支援を充実する

- 遺族の自助グループ等の運営支援
- 学校、職場等での事後対応の促進
 - ・学校、職場、公的機関における遺族等に寄り添った事後対応等の促進
- 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等
 - ・遺族等が直面する行政上の諸手続や法的問題等への支援の推進
- 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- 遺児等への支援
 - ・ヤングケアラーとなっている遺児の支援強化

10. 民間団体との連携を強化する

- 民間団体の人材育成に対する支援
- 地域における連携体制の確立
- 民間団体の相談事業に対する支援
 - ・多様な相談ニーズに対応するため、SNS等を活用した相談事業支援を拡充
- 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- いじめを苦にした子どもの自殺の予防
- 学生・生徒への支援充実
 - ・長期休業の前後の時期における自殺予防を推進
 - ・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信を推進
 - ・学校、地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることのできる仕組みや緊急対応時の教職員等が迅速に相談を行える体制の構築
 - ・不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所等の確保
- SOSの出し方に関する教育の推進
 - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
 - ・子どもがSOSを出しやすい環境を整えるとともに、大人が子どものSOSを受け止められる体制を構築
- 子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進
- 知人等への支援
 - ・ゲートキーパー等を含めた自殺対策従事者の心の健康を維持する仕組みづくり
- 子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備
 - ・こども家庭庁と連携し、体制整備を検討

12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

- 長時間労働の是正
 - ・勤務時間管理の徹底及び長時間労働の是正の推進
 - ・勤務間インターバル制度の導入促進
 - ・コロナ禍で進んだテレワークを含め、職場のメンタルヘルス対策の推進
 - ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止対策を推進
 - ・副業・兼業への対応
- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ハラスメント防止対策
 - ・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止

13. 女性の自殺対策を更に推進する

- 妊産婦への支援の充実
 - ・予期せぬ妊娠等により身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等について性と健康の相談センター事業等による支援を推進
- コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援
 - ・子育て中の女性等を対象にきめ細かな就職支援。
 - ・配偶者等からの暴力の相談体制の整備を進める等、被害者支援の更なる充実
 - ・様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体による取組を支援
- 困難な問題を抱える女性への支援

3. いのちを支える標茶町自殺対策連携会議設置要綱

平成 30 年 6 月 26 日訓令第 35 号

改正

平成 30 年 8 月 8 日訓令第 40 号

令和元年 7 月 8 日訓令第 32 号

令和 6 年 9 月 11 日訓令第 51 号

(目的)

第 1 条 自殺対策基本法(平成 18 年法律第 85 号)に基づき、標茶町において生きるための包括的な支援を推進することにより、自殺の防止を図り、誰も自殺に追い込まれることなく、生きることに前向きになれる地域を実現する施策を推進するために、いのちを支える標茶町自殺対策連携会議(以下「連携会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 連携会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策関連事業に係る連携と施策推進に関すること。
- (2) 自殺対策計画の進捗管理に関すること。
- (3) その他目的達成のために必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 連携会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副町長をもって充てる。
- 3 副委員長は、総務課長をもって充てる。
- 4 委員は、企画財政課長、税務課長、管理課長、住民課長、地域包括支援センター施設長、子育て支援センター所長、農林課長、観光商工課長、育成牧場長、水道課長、建設課長、会計管理者、町立病院事務長、やすらぎ園長、教育委員会管理課長、指導室長、社会教育課長、農業委員会事務局長、議会事務局長をもって充てる。

(会議)

第 4 条 連携会議の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

(事務の連携)

第 5 条 連携会議は、所掌事務を円滑に推進するために、標茶町の所管する所管事務と関連する会議等との連携を図ることができる。

(庶務)

第 6 条 連携会議の庶務は、保健福祉課において処理する。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 4 日から施行する。

附 則(平成 30 年 8 月 8 日訓令第 40 号)

この訓令は、平成 30 年 8 月 8 日から施行する。

附 則(令和元年 7 月 8 日訓令第 32 号)

この訓令は、令和元年 7 月 9 日から施行する。

附 則(令和 6 年 9 月 11 日訓令第 51 号)

この訓令は、令和 6 年 9 月 20 日から施行する。



いのちを支える標茶町自殺対策計画

2026年3月

発行 標茶町

編集 標茶町保健福祉課

〒088-2311

川上郡標茶町開運4丁目2番地

標茶町ふれあい交流センター

TEL 015-485-1000

FAX 015-485-2177